

平成24年度第1回米子市公共下水道等使用料審議会

日時 平成24年5月29日（火）

午後2時10分から

場所 米子市役所3階第二応接室

日程

- 1 委嘱状交付
- 2 市長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 開会
- 5 会長、副会長選出
- 6 諮問書の提出
- 7 議事
 - (1) 本会議の目的
 - (2) 本会議の公開について
 - (3) 下水道事業の概要について
 - (4) 下水道使用料と改定の経過について
 - (5) 下水道事業の財政状況について
 - (6) 今後のスケジュール、審議事項について
- 8 その他

配布資料一覧

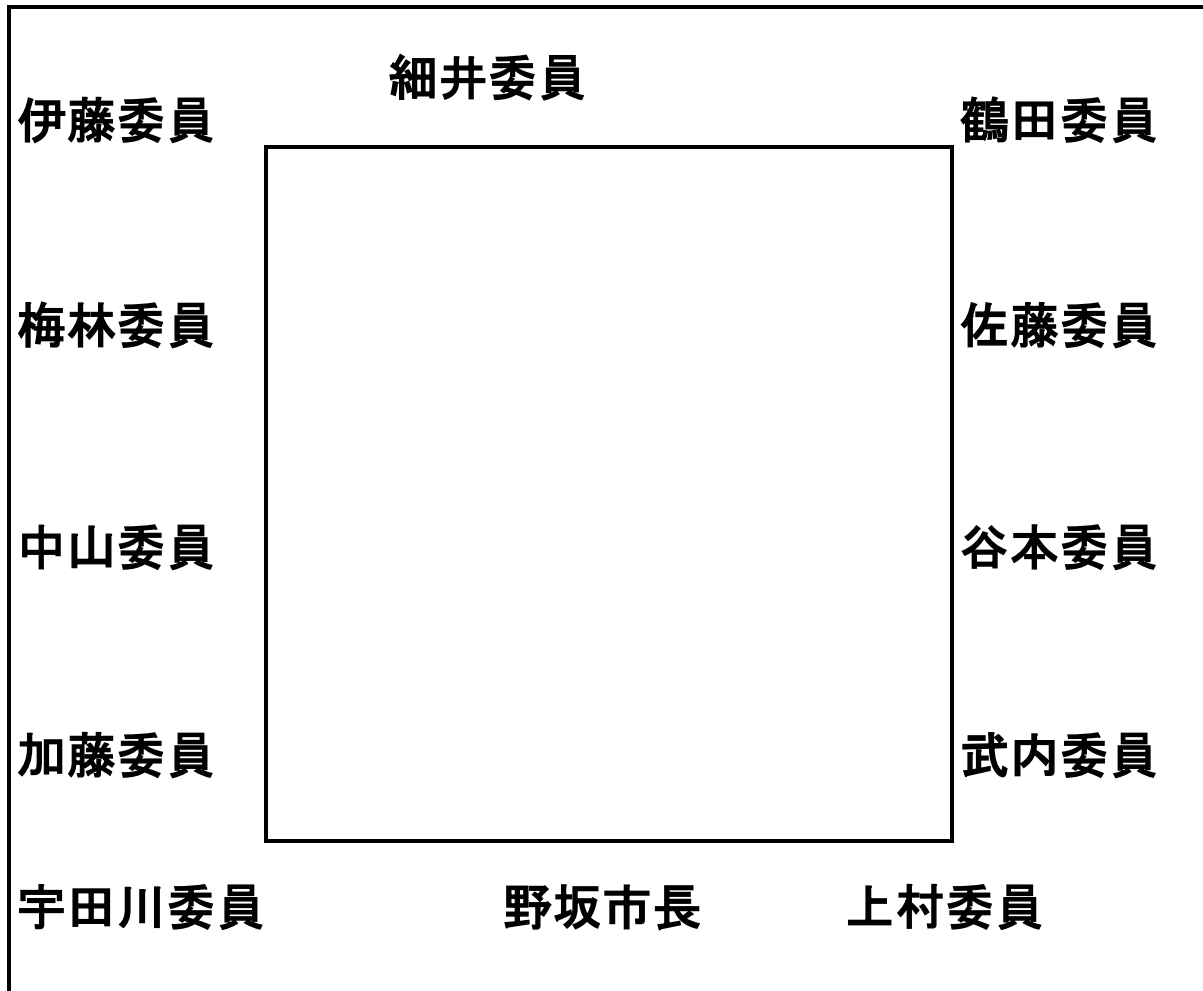
- 1 米子市公共下水道等使用料審議会委員名簿
- 2 米子市公共下水道等使用料審議会席次表
- 3 諮問書（写）
- 4 『米子市の下水道』冊子
- 5 汚水処理人口普及状況
- 6 平成21年度米子市公共下水道等使用料審議会答申
- 7 下水道及び農業集落排水施設の使用料について
- 8 下水道事業及び農業集落排水事業の歳入歳出決算額の推移
- 9 下水道事業及び農業集落排水事業の計画と実績との比較
- 10 経営健全化への取組状況
- 11 近隣市の下水道使用料の状況
- 12 使用料Q&A
- 13 下水道用語集
- 14 米子市公共下水道等使用料審議会条例

米子市公共下水道等使用料審議会委員

(順不同)

氏 名	所 属 等
細井 由彦	鳥取大学教授
伊藤 邦員	中国税理士会米子支部
梅林 良一	米子市自治連合会副会長
中山 哉	米子商工会議所青年部会長
宇田川 英二	皆生温泉旅館組合組合長
加藤 洋子	男女共同参画推進会議米子会長
上村 文乃	米子市生活学校連絡協議会会長
武内 和子	公共下水道使用者
谷本 弘子	農業集落排水施設使用者
佐藤 信彦	農業集落排水施設使用者
鶴田 尚美	公共下水道使用者

米子市公共下水道等使用料審議会席次表



- 松岡下水道部長
- 杉谷計画整備課長
- 岩本施設課長
- 宇田業務課長
- 藤岡庶務係長
- 恩澤主任
- 景井料金係長
- 祖田主幹

1 汚水処理人口普及状況

資料5

平成23年度末汚水処理人口普及状況

平成24年3月31日現在

処理方法	行政人口 148,866				摘 要
	整備人口	普及率	水洗化人口	水洗化率	
公共下水道 <small>区域内人口:131,470人</small>	95,520 人	64.2% (72.7%)	81,570 人	85.4%	昭和44年度事業開始
農業集落排水 <small>区域内人口:15,792人</small>	15,792 人	10.6% (100.0%)	12,300 人	77.9%	平成2年度事業開始
合併浄化槽	19,750 人	13.3%	19,750 人	100.0%	鳥取県生活環境局調べより 米子市全域の浄化槽設置基数 ※米子市補助助成設置基数を含む。
自家処理	/	/	/	/	※自家処理とは、民間開発等で 設置された汚水処理施設をいう。
合 計	131,062 人	88.0%	113,620 人	86.7%	汚水処理人口普及率

※水洗化人口＝水洗化率より求めた推計値。

※水洗化率＝水洗化人口／整備人口

※普及率＝整備人口／行政人口

※普及率下段の()内の数値は、各処理方法毎の区域内普及率で、整備人口／区域内人口

(参考) 汚水処理人口普及率

	汚水処理人口 普及率	普及率 (公共下水道)	
全国の普及率	85.7%	73.7%	(H21年度末)※
鳥取県の普及率	90.7%	64.3%	(H22年度末)
鳥取市の普及率	95.8%	73.5%	(H22年度末)
倉吉市の普及率	90.8%	72.2%	(H22年度末)
境港市の普及率	65.6%	51.6%	(H22年度末)

※平成22年度末は、東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県の3県において、調査不能な市町村があり、全国の普及率が算出されていないため、平成21年度末の普及率を記入してあります。

平成21年11月11日

答 申 書

米子市長 野 坂 康 夫 様

米子市公共下水道等使用料審議会
会長 細 井 由 彦

平成21年6月9日付けで、当審議会に対して諮問のあった米子市の公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に係る料金水準及び料金体系について、次のとおり答申する。

【答申】

1 下水道使用料の料金水準及び料金体系について

平成24年度までの間は、料金水準、料金体系とも現行どおりとすること。

2 農業集落排水施設使用料の料金水準、料金体系について

現行条例による経過措置を除き、平成23年度までの間は現行の料金水準、料金体系を維持し、平成24年度には下水道使用料との料金統一をすべきである。

【答申理由】

(料金水準の据え置き理由)

- 1 平成18年度の審議会で示された平成28年度までに累積赤字を解消するという目標は堅持するが、経営努力もあり赤字の解消が計画通りに進んでいる。
- 2 農業集落排水事業について、同じサービスに対する市民の負担という面では公共下水道と同一会計、同一料金が望ましいが、別会計である現状ではその収支不足については一般会計から繰り出すことが望ましい。
- 3 将来世代の負担軽減のために必要な資金を内部留保する必要性は高い。しかし現下の経済情勢を考慮すれば、内部留保のために料金を値上げすることは現実的ではないと考えられ、累積赤字の少しでも早い解消を優先しながら、地方公営企業法の適用などを機として検討することが望ましい。

(料金体系の据え置き理由)

- 4 現行基本料金は需要家費に固定費の一部を追加した額としている。その水準は周辺事業者と比較しても妥当な範囲内にある。
- 5 現行従量料金体系においては、各水量ランク別の処理原価とそれぞれのランクの使用料収入に乖離があるが、一般世帯の負担能力への配慮から、許容の範囲を超えているとは考えられない。
- 6 温泉汚水料金については、処理原価の回収が現行の料金でほぼ可能になっている。

- 7 料金体系の変更は徴収体制の変更など大きな労力を伴うものであることを考えれば、現行料金体系の妥当性から、現時点で早急に改める必要性は認められない。農業集落排水事業との料金の統一の機会に基本水量の見直しも含めた検討を行うことが望ましい。

【要望事項】

1 経営努力の一層の推進について

料金水準の改定にあたっては、必要な経営努力がなされていることが前提となる。

平成18年度の当審議会の答申後、一定の経営努力がなされているが、引き続き普及率、水洗化率、使用料徴収率等の向上と行財政改革を通じての経費節減努力を継続されたい。特に、未接続の公共施設については早急に改善を図られたい。

また、今後の人口減少や国・地方を通じた財政事情の悪化を踏まえて、地方債残高の削減や人件費の抑制に努めるなど一層の経営努力を傾注されたい。

2 地方公営企業法の財務適用の推進について

下水道事業は、地方債の借り入れにより巨額の先行投資を行い、後年度に使用料を中心とした収入でその償還が実施されている。このため、料金水準を検討するにあたっては、下水道資産との対比で経営状況を明らかにする必要がある。

この度の審議会において、将来の資産維持に係る内部留保のための料金改定の是非が問われた点も考慮し、より適切な料金水準を検討していくためにも、地方公営企業法の財務適用を早期に実施するよう検討されたい。

3 経営状況の公表について

市民に対する経営状況の公表にあたっては、各年度の決算額だけではなく、公費負担・私費負担の区分や使用料単価、公費負担分を除く汚水処理原価、経費回収率等の経営指標も含めて公表を検討されたい。

4 事業手法の検討について

本市の下水道事業は、今後、人口密度が相対的に低い地域の整備を進めることが予定されており、市全体の人口減少とあいまって、年次的な下水道使用料の増収はより緩やかになっていくものと予想される。

面整備のスピードを確保されるとともに、処理場等の施設の更新・再築にあたっては、長期的な人口動向や施設のライフサイクルコストを踏まえた効率的な投資と維持管理に努められたい。

5 次回の使用料の見直しについて

下水道使用料、農業集落排水施設使用料の水準については、経営改善の状況や経済動向の変動を勘案して、3年程度の期間を置きながら検証していくことが適当であり、料金体系についても必要な時期に検証と検討を行う必要がある。このため、3年後の平成24年度には、再度の審議会を開催して料金水準・料金体系の見直しをすべきである。

答申書付属資料

資料6-2

公共下水道事業の累積赤字解消に係る収支見通し

【歳入】

(単位:千円)

目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
受益者負担金	310,799	181,018	236,090	163,613	194,985	163,681	172,800	172,800	172,800	172,800	172,800	172,800	172,800	
下水道使用料	1,291,340	1,358,946	1,378,066	1,530,999	1,612,198	1,642,144	1,670,883	1,698,052	1,722,927	1,747,681	1,772,314	1,796,826	1,818,561	
国庫補助金	1,013,523	894,330	699,000	664,724	1,251,500	927,550	1,137,000	1,105,000	1,170,000	1,264,500	875,000	875,000	1,050,000	
一般会計繰入金	2,162,504	2,247,392	2,232,540	2,166,867	2,073,667	2,075,057	2,208,394	2,276,190	2,235,842	2,311,175	2,377,290	2,434,917	2,476,482	
貸付金元利収入	209,055	181,500	155,600	147,100	118,500	89,320	89,320	89,320	89,320	89,320	89,320	89,320	89,320	
雑入等	44,760	15,072	17,176	46,273	40,369	22,025	18,780	18,780	18,780	18,780	18,780	18,780	18,780	
地方債	地方債(建設財源分)	1,597,900	1,478,100	1,361,500	1,324,700	1,350,200	1,224,500	1,232,700	1,198,500	1,257,000	1,360,900	1,502,500	1,502,500	1,615,000
	資本費平準化債	210,000	280,000	357,000	313,000	289,000	268,000	200,000	200,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
	下水道事業債特別措置分				240,000	240,000	240,000	232,000	224,000	216,000	208,000	200,000		
	借換債分				1,809,700	969,800	1,927,900	0	0	0	0	0	0	0
その他(前年度繰越金等)	44,840	7,800	12,400	45,400	58,842	24,650	0	0	0	0	0	0	0	
計	6,884,721	6,644,158	6,449,372	8,452,376	8,199,061	8,604,827	6,961,877	6,982,642	7,062,669	7,353,156	7,188,004	7,070,143	7,420,943	

※平成22年度以降の一般会計繰入金は繰出基準額のままとしています。

【歳出】

(単位:千円)

目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
一般管理費	151,544	186,746	168,409	161,153	187,196	187,000	187,000	187,000	187,000	187,000	187,000	187,000	187,000	
施設総務費	495,893	475,279	446,833	405,244	358,493	358,000	358,000	358,000	358,000	358,000	358,000	358,000	358,000	
施設維持費	567,946	563,275	549,270	523,713	518,594	522,953	583,950	594,950	591,950	562,950	563,950	564,950	565,950	
下水道建設費	2,839,454	2,599,003	2,032,951	2,177,572	2,867,751	2,416,879	2,590,000	2,520,000	2,650,000	2,860,000	2,600,000	2,600,000	2,900,000	
元金	起債償還元金【通常分】	1,769,956	1,856,899	1,983,461	1,950,167	2,040,060	2,062,683	2,055,184	2,117,085	2,082,621	2,175,043	2,259,251	2,334,890	2,388,648
	起債償還元金【借換による償還分】				1,809,700	969,800	1,927,900	0	0	0	0	0	0	0
利子	起債償還利子	1,317,819	1,272,168	1,229,291	1,191,548	1,062,517	1,033,334	999,358	989,749	976,869	963,080	948,772	935,024	919,209
	一時借入金利子	29,216	17,723	19,708	22,074	13,719	30,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
計	7,171,828	6,971,093	6,429,923	8,241,171	8,018,130	8,538,749	6,793,492	6,786,784	6,866,440	7,126,073	6,936,973	6,999,865	7,338,808	

(単位:千円)

単年度収支	-287,107	-326,935	19,449	211,205	180,931	66,078	168,385	195,858	196,229	227,083	251,031	70,278	82,135
前年度繰上充用金	903,198	1,198,105	1,537,440	1,563,391	1,411,028	1,254,747	1,188,669	1,020,284	824,427	628,198	401,115	150,084	79,806
前年度繰越金													
翌年度繰越財源	7,800	12,400	45,400	58,842	24,650								
実質収支 (赤字又は黒字の累積額)	-1,198,105	-1,537,440	-1,563,391	-1,411,028	-1,254,747	-1,188,669	-1,020,284	-824,427	-628,198	-401,115	-150,084	-79,806	2,330

今後の料金体系

1 平成22年度以降の公共下水道使用料の料金は、使用者が公共下水道に排除した汚水の量に応じ、次の表により算出して得た額に100分の105を乗じて得た額とします。

使用料区分	排除汚水量		金額 (1か月につき)	
基本使用料	10立方メートルまで		1,100円	
超過使用料	10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	1立方メートルにつき	120円	
	20立方メートルを超え 50立方メートルまでの分		154円	
	50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分		200円	
	100立方メートルを超え 500立方メートルまでの分		236円	
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分		244円	
	1,000立方メートルを超える分		260円	
	温泉汚水		1立方メートルにつき	70円
	公衆浴場(公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場をいう。)から排除される汚水		1立方メートルにつき	70円

2 農業集落排水施設使用料の単価のうち、既に公共下水道料金と同一の地域は、平成22年度から、他の地域については平成24年度から、上記の公共下水道使用料と同一の料金とします。

○平成19年4月1日条例改正に係る料金統一と経過措置の状況

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
公共下水道	旧淀江町	従量制	累進従量制・新料金で料金を統一	累進従量制・新料金	累進従量制・新料金	累進従量制・新料金	累進従量制・新料金		
	旧米子市	累進従量制							
農業集落排水	旧淀江町	従量制	定額制・新料金	定額制・新料金	定額制・新料金	定額制・新料金	定額制・新料金		
	春日・巖・伯仙以外の旧米子市	定額制							
	春日	定額制						旧料金	旧料金
	巖	定額制						旧料金	旧料金
	伯仙	(未供用)						(未供用)	旧料金

○料金統一の方針

平成24年度には、旧米子市地域の全ての農業集落排水施設の使用料を公共下水道の使用料と同一の累進従量制に変更する。

下水道及び農業集落排水施設の使用料について

1 条例について

使用料は市議会の議決を経て、条例に定められます。
現行条例の使用料体系については、4ページ以降を参照してください。

2 使用料の使途について

使用料は、一般会計からの繰入金と並んで、施設の維持管理費及び建設時点に借り入れた地方債の元利償還金の主要な財源です。

支出の区分	主な財源
建設費	国庫補助金、地方債、受益者負担金(分担金)
維持管理費	使用料、一般会計繰入金
公債費(地方債元利償還金)	使用料、一般会計繰入金

3 料金統一について

市町村合併に際して、公共下水道使用料と農業集落排水施設使用料の料金統一が合併協定に織り込まれました。

これを受けて、前回の使用料審議会では、農業集落排水施設の使用料を定額制から累進従量制に変更し、公共下水道使用料と一本化するよう答申がありました。

平成23年度までは、公共下水道使用料と同一料金としている農業集落排水施設使用料は、淀江地域のみでしたが、他の地域についても、平成24年度に統一しました。

4 現行料金の水準について

○ 一般家庭使用料の水準(一般家庭1ヶ月20m³)

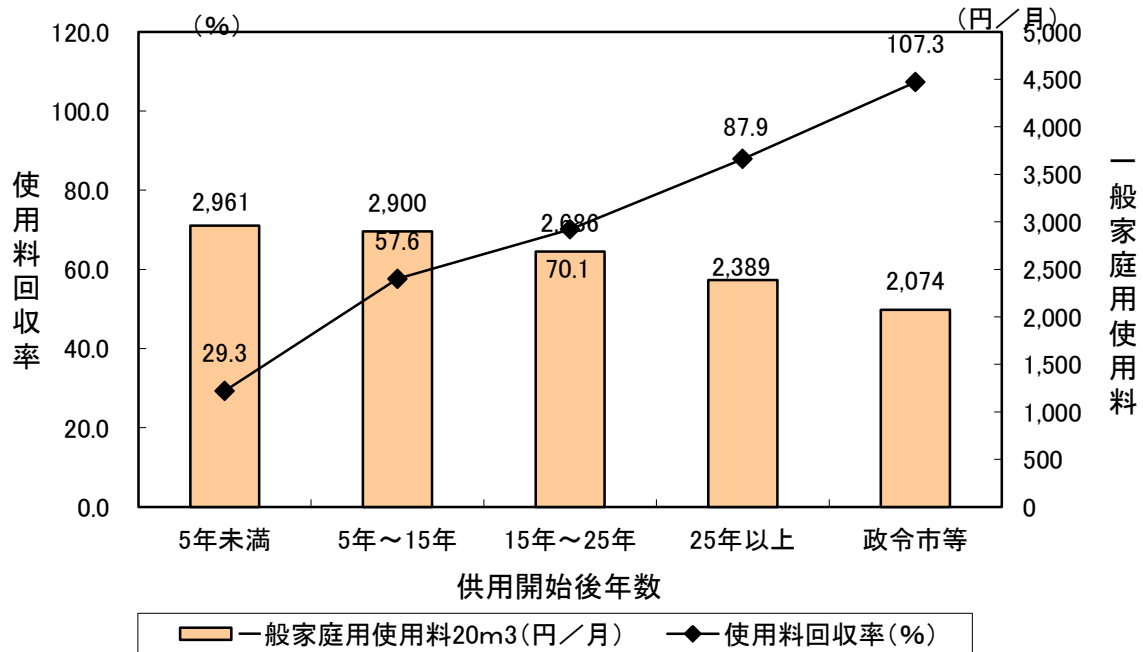
	米子市	22年度時点		
		県内都市平均	山陰都市平均	全国類似団体平均
公共下水道使用料	2,415円	2,689円	2,977円	2,205円
農業集落排水施設使用料	2,415円	2,726円	3,100円	3,127円

(数値は、総務省公表資料をもとに加工)

(参考)平成22年度の全国の一般家庭使用料と使用料回収率
(総務省公表資料より転載)

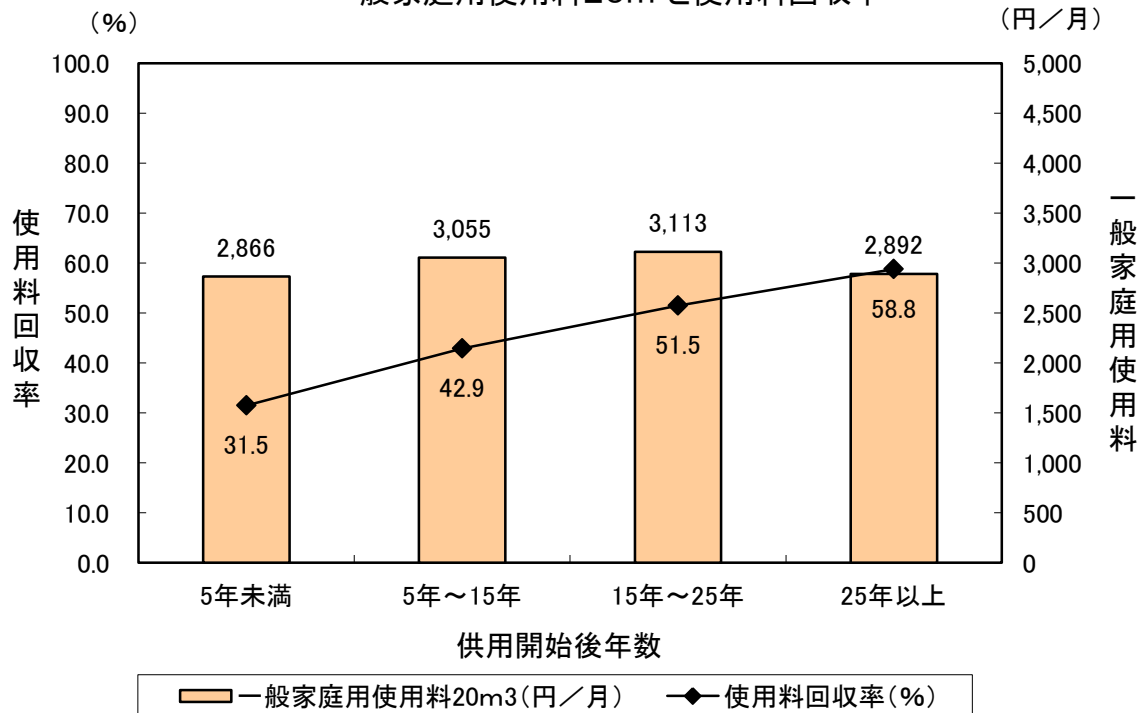
【公共下水道】

一般家庭用使用料20m³と使用料回収率



【農業集落排水施設】

一般家庭用使用料20m³と使用料回収率



※使用料回収率とは、汚水処理に要した経費に対する、下水道使用料による回収程度を示す指標です。

5 料金改定の経過

【公共下水道】

	改正経過等
昭和49年度	旧米子市、供用開始
昭和50年度	下水道使用料徴収開始
昭和57年度	第1回料金改正 45%
昭和60年度	第2回料金改正 41.1%
昭和63年度	第3回料金改正 42.9%
平成元年度	消費税導入に伴う改正
平成5年度	第4回料金改正 28.7%
平成8年度	第5回料金改正 20.3% 旧淀江町、供用開始
平成9年度	消費税率改定に伴う改正
平成18年度	公共下水道等使用料審議会
平成19年度	第6回料金改正 15.0%

【農業集落排水】

	改正経過等
平成6年度	旧淀江町、福岡地区・本宮地区供用開始
平成7年度	旧米子市、尚徳地区供用開始
平成9年度	〃 五千石地区供用開始
平成10年度	〃 成実第1地区・成実第2地区・尚徳第2地区 供用開始
平成11年度	旧淀江町、福井地区供用開始
平成12年度	旧米子市 大高第1地区供用開始
平成18年度	春日地区・巖地区供用開始 公共下水道等使用料審議会
平成19年度	料金改正 15.0%
平成20年度	伯仙地区供用開始
平成24年度	旧米子市地区、定額制から累進従量制へ (公共下水道使用料との料金統一)

米子市下水道条例(抜粋)

(使用料)

第25条 使用料の額は、使用者が公共下水道に排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、次の表に定めるところにより算出して得た額に100分の105を乗じて得た額とする。

使用料区分	排除汚水量		金額 (1か月につき)
基本使用料	10立方メートルまで		1,100円
超過使用料	10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	1立方メートルにつき	120円
	20立方メートルを超え 50立方メートルまでの分		154円
	50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分		200円
	100立方メートルを超え 500立方メートルまでの分		236円
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分		244円
	1,000立方メートルを超える分		260円
<p>上記の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、排除汚水量1立方メートルにつき70円とする。</p> <p>(1) 温泉汚水</p> <p>(2) 公衆浴場(公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場をいう。)から排除される汚水</p>			

2 公共下水道に排除される汚水でその処理に特別の費用を要するものについての使用料の額は、前項の規定により算定した使用料の額の3倍の範囲内で規則で定める。

米子市農業集落排水施設条例(抜粋)

(使用料)

第14条 使用料の額は、使用者が農業集落排水施設に排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、次の表に定めるところにより算出して得た額に100分の105を乗じて得た額とする。

使用料区分	排除汚水量		金額 (1か月につき)
基本使用料	10立方メートルまで		1,100円
超過使用料	10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	1立方メートルにつき	120円
	20立方メートルを超え 50立方メートルまでの分		154円
	50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分		200円
	100立方メートルを超え 500立方メートルまでの分		236円
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分		244円
	1,000立方メートルを超える分		260円

下水道事業特別会計

1 歳入

(単位:千円)

目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23(見込)
受益者負担金	181,018	236,090	163,613	194,985	197,734	250,572	128,005
下水道使用料	1,358,461	1,376,698	1,530,999	1,612,198	1,637,483	1,680,624	1,683,079
国庫補助金	894,330	699,000	664,724	1,251,500	848,550	1,029,740	747,160
一般会計繰入金	2,247,392	2,232,540	2,166,867	2,073,697	2,075,057	2,075,358	2,060,271
水便改造貸付金 元利収入	181,500	155,600	147,100	118,500	87,320	96,500	87,100
雑入・その他	15,557	18,544	46,273	40,339	31,740	54,616	17,396
地方債	1,758,100	1,718,500	3,687,400	2,849,000	3,324,800	1,545,300	1,138,900
前年度繰越金	7,800	12,400	45,400	58,842	24,650	20,750	24,640
計 A	6,644,158	6,449,372	8,452,376	8,199,061	8,227,334	6,753,460	5,886,551

2 歳出

目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23(見込)
総務管理費	186,746	168,409	161,153	187,196	151,960	154,606	171,052
施設管理費	1,038,554	996,103	928,957	877,087	794,725	842,455	901,318
施設総務費	475,279	446,833	405,244	358,493	294,643	326,982	355,841
施設維持費	563,275	549,270	523,713	518,594	500,082	515,473	545,477
下水道建設費	2,599,004	2,032,952	2,177,572	2,867,751	1,942,481	2,303,975	1,659,333
事務費	157,018	164,857	151,619	164,597	146,023	134,722	130,290
管渠等築造費	2,441,986	1,868,095	2,025,953	2,703,154	1,796,458	2,169,253	1,529,043
灰溶融処理施設 建設事業費	0	0	0	0	0	0	0
公債費	3,146,789	3,232,459	4,973,489	4,086,096	5,001,406	2,982,123	3,010,140
元金	1,856,898	1,983,460	3,759,867	3,009,860	3,983,144	2,074,062	2,128,340
利子	1,289,891	1,248,999	1,213,622	1,076,236	1,018,262	908,061	881,800
繰上充用金	1,198,105	1,537,440	1,563,391	1,411,028	1,254,747	938,735	493,074
計 B	8,169,198	7,967,363	9,804,562	9,429,158	9,145,319	7,221,894	6,234,917

歳入歳出差引額 C (A - B)	△ 1,525,040	△ 1,517,991	△ 1,352,186	△ 1,230,097	△ 917,985	△ 468,434	△ 348,366
翌年度繰越財源 額 D	12,400	45,400	58,842	24,650	20,750	24,640	56,120
翌年度からの繰 上充用額 C-D	△ 1,537,440	△ 1,563,391	△ 1,411,028	△ 1,254,747	△ 938,735	△ 493,074	△ 404,486
単年度収支	△ 339,335	△ 25,951	152,363	156,281	316,012	445,661	88,588
処理水量 (m ³)	14,031,352	14,199,662	14,236,424	14,513,366	14,564,617	15,096,122	15,730,943
うち汚水処理量	12,901,906	13,125,400	13,199,289	13,507,111	13,365,876	14,334,078	14,984,913
うち有収水量	9,309,376	9,505,147	9,677,362	9,745,348	9,918,353	10,337,595	10,401,752
汚水処理原価(円)	232.66	144.84	133.21	167.62	153.61	148.02	144.17
汚水処理費(千円)	2,165,880	1,376,698	1,289,098	1,633,479	1,523,531	1,530,177	1,499,670
使用料回収率(%)	62.7	100.0	118.8	98.7	107.5	109.8	112.2

農業集落排水事業特別会計

1 歳 入

(単位:千円)

目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23(見込)
受益者負担金	41,642	32,734	22,171	5,682	2,831	4,726	4,589
施設使用料	74,824	79,463	100,743	118,558	137,345	143,124	151,465
国庫補助金	342,055	333,030	187,455	16,665	0	0	0
一般会計繰入金	339,021	372,402	379,138	423,104	440,856	345,984	330,991
水便改造貸付金 元利収入	31,800	43,600	76,000	139,700	146,700	120,800	89,800
雑入・その他	11,319	2,619	5,382	1,102	91	138	3,293
地方債	311,800	347,100	196,300	24,200	43,400	105,000	111,000
前年度繰越金	0	2,905	1,100	0	0	0	0
計 A	1,152,461	1,213,853	968,289	729,011	771,223	719,772	691,138

2 歳 出

目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23(見込)
総務管理費	3,083	3,245	31,023	42,411	43,542	44,325	38,084
施設管理費	110,857	130,129	167,683	256,648	276,937	257,475	233,507
施設総務費	32,217	43,948	76,757	140,880	147,938	121,791	90,604
施設維持費	78,640	86,181	90,926	115,768	128,999	135,684	142,903
農業集落排水事業費	703,594	729,270	387,491	33,330	0	0	0
事務費	6,830	6,640	3,610	330	0	0	0
施設建設費	696,764	722,630	383,881	33,000	0	0	0
公債費	332,022	350,109	382,092	396,622	450,744	417,972	419,547
元金	177,801	191,776	222,536	240,919	300,175	275,190	281,718
利子	154,221	158,333	159,556	155,703	150,569	142,782	137,829
繰上充用金	0	0	0	0	0	0	0
計 B	1,149,556	1,212,753	968,289	729,011	771,223	719,772	691,138

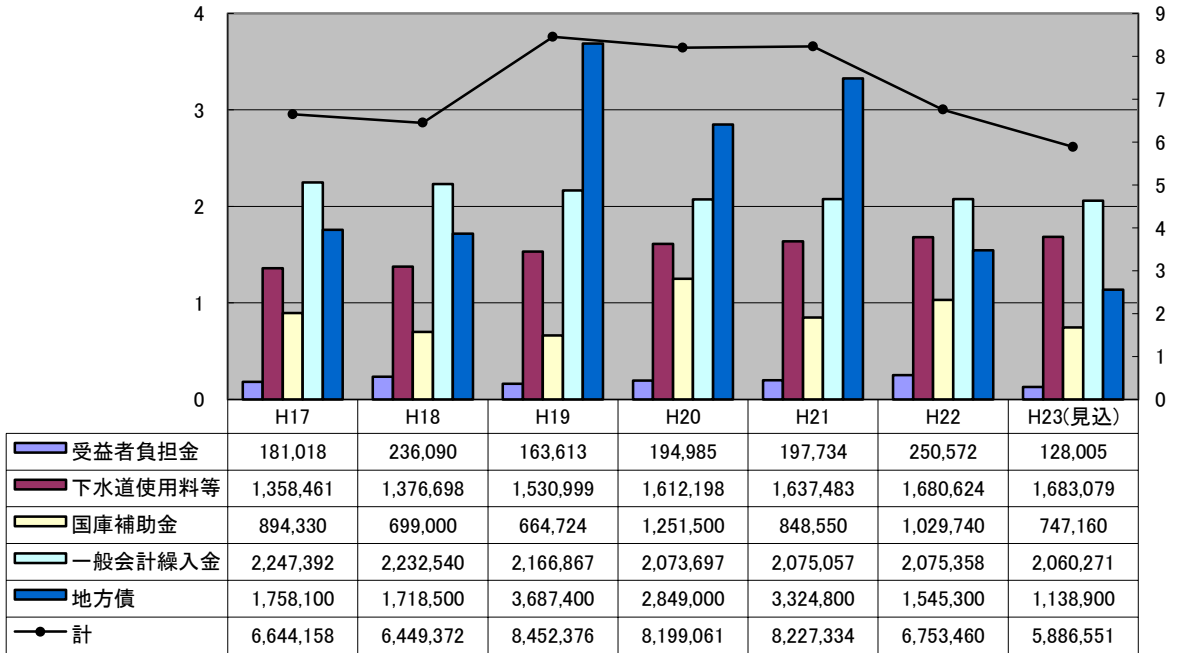
歳入歳出差引額 C (A - B)	2,905	1,100	0	0	0	0	0
翌年度繰越財源 額 D	2,905	1,100	0	0	0	0	0
翌年度からの繰 上充用額 C-D	0	0	0	0	0	0	0
単年度収支	0	0	0	0	0	0	0
処理水量 (m ³)	665,864	709,430	824,625	972,590	1,070,874	1,125,930	1,149,876
うち汚水処理量	665,864	709,430	824,625	972,590	1,070,874	1,125,930	1,149,876
うち有収水量	665,864	709,430	824,625	972,590	1,070,874	1,125,930	1,149,876
汚水処理原価(円)	506.92	290.70	254.49	289.48	280.54	249.05	243.98
汚水処理費(千円)	337,537	206,234	209,857	281,547	300,426	280,412	280,548
使用料回収率(%)	22.2	38.5	48.0	42.1	45.7	51.0	54.0

下水道事業決算額の推移(グラフ)

歳入決算額の推移

単位：十億円

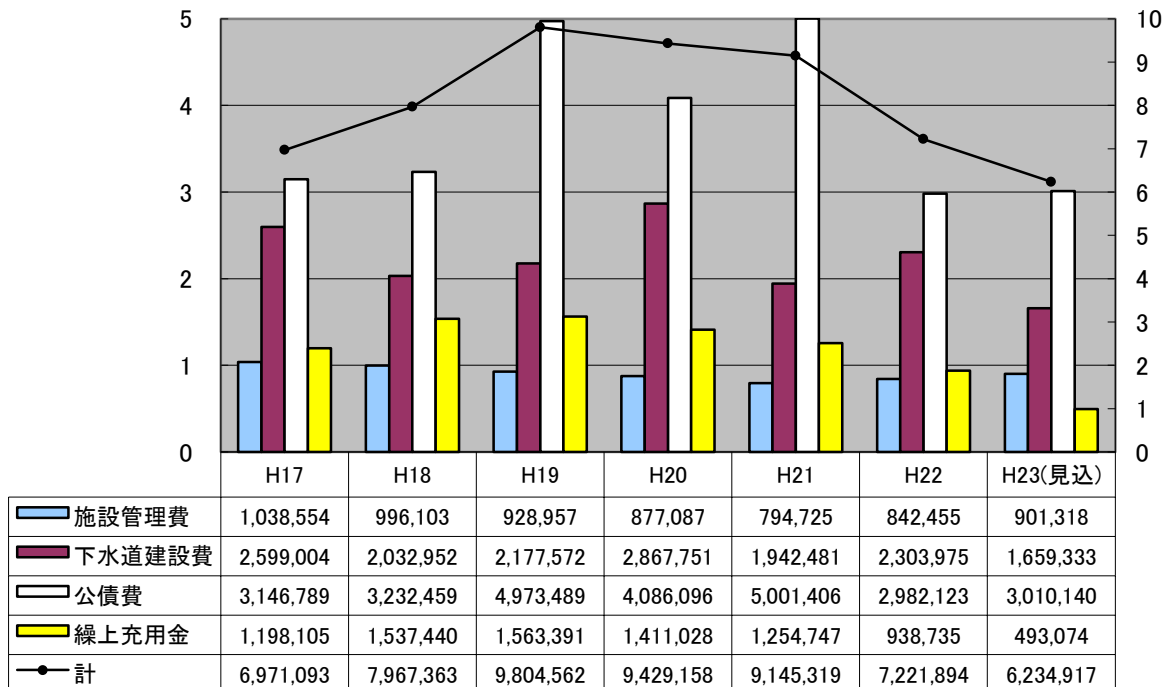
単位：十億円



歳出決算額の推移

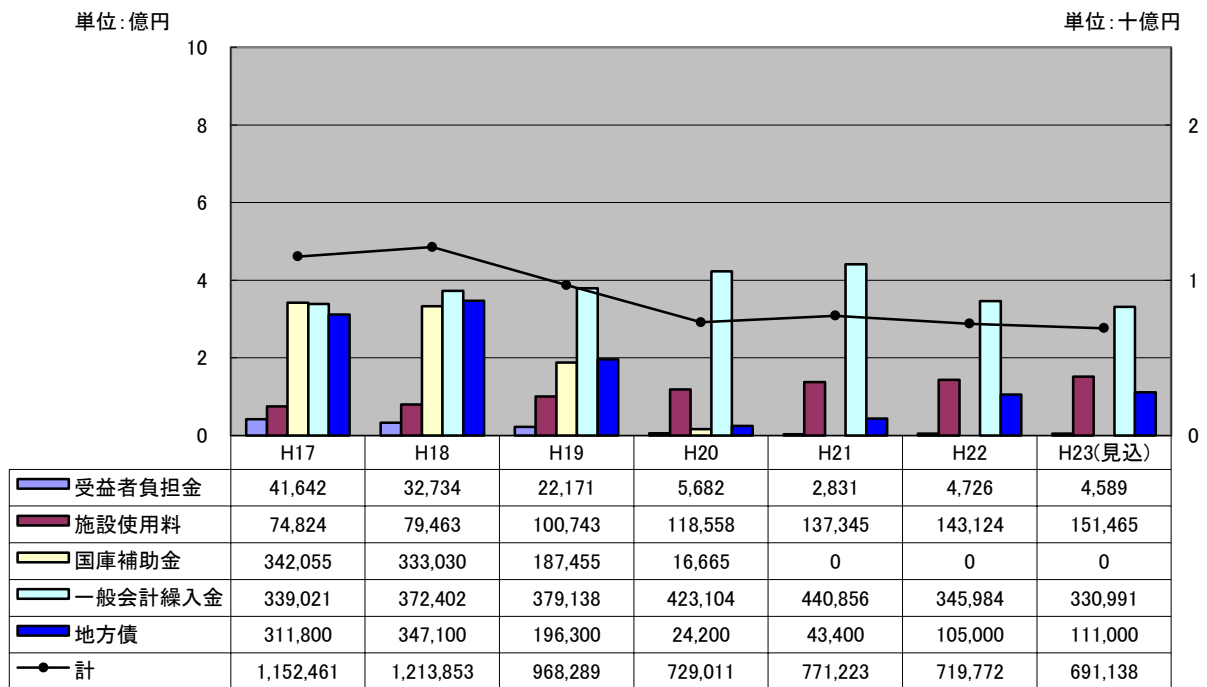
単位：十億円

単位：十億円



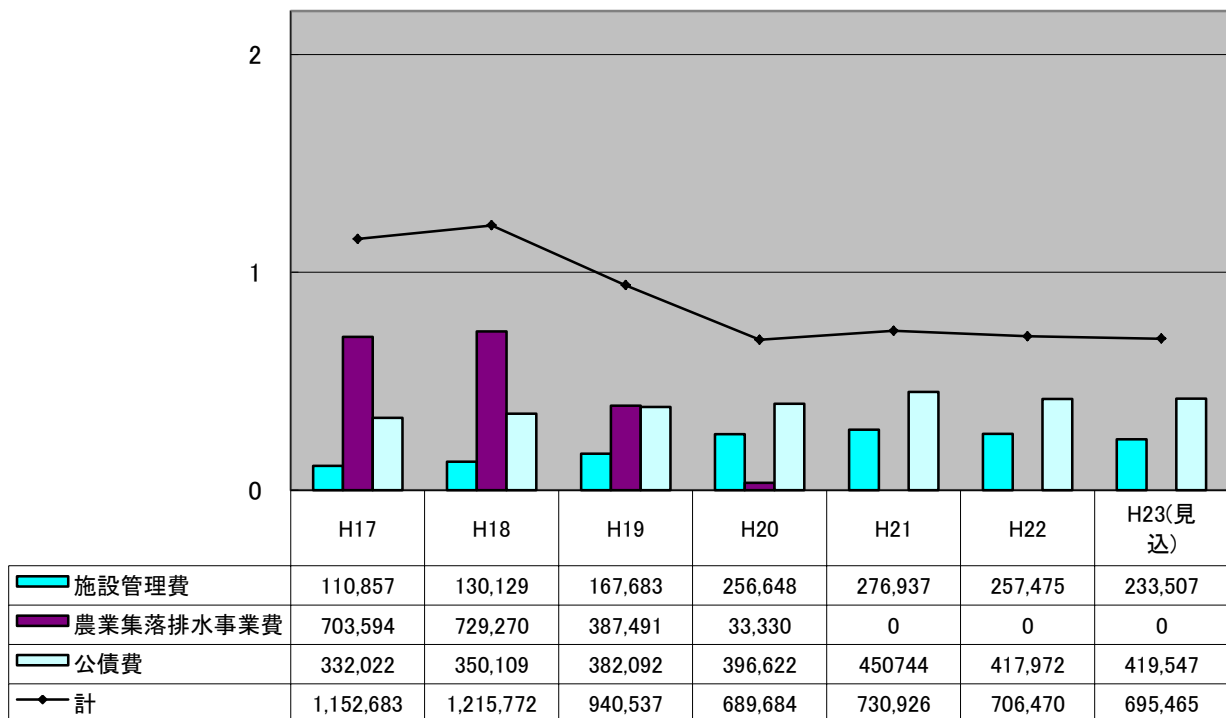
農業集落排水事業決算額の推移(グラフ)

歳入決算額の推移



単位: 十億円

歳出決算額の推移



米子市下水道事業特別会計 計画と実績との比較

資料 9

(単位:千円)

【歳入】

目	H21			H22			H23	H24
	計画 A	実績 B	対計画比 B/A	計画 A	実績 B	対計画比 B/A	計画	計画
受益者負担金	163,681	197,734	120.8%	172,800	250,572	145.0%	172,800	172,800
下水道使用料	1,642,144	1,637,483	99.7%	1,670,883	1,680,624	100.6%	1,698,052	1,722,927
国庫補助金	927,550	848,550	91.5%	1,137,000	1,029,740	90.6%	1,105,000	1,170,000
一般会計繰入金	2,075,057	2,075,057	100.0%	2,208,394	2,075,358	94.0%	2,276,190	2,235,842
貸付金元利収入	89,320	87,320	97.8%	89,320	96,500	108.0%	89,320	89,320
雑入	22,025	31,740	144.1%	18,780	54,616	290.8%	18,780	18,780
地方債	3,660,400	3,324,800	90.8%	1,664,700	1,545,300	92.8%	1,622,500	1,653,000
内資本費平準化債	268,000	257,600	96.1%	200,000	300,000	150.0%	200,000	180,000
その他(前年度繰越金等)	24,650	24,650	100.0%	0	20,750	-	0	0
計	8,604,827	8,227,334	95.6%	6,961,877	6,753,460	97.0%	6,982,642	7,062,669

【歳出】

目	H21			H22			H23	H24
	計画 A	実績 B	対計画比 B/A	計画 A	実績 B	対計画比 B/A	計画	計画
一般管理費	187,000	151,960	81.3%	187,000	154,606	82.7%	187,000	187,000
施設総務費	358,000	294,643	82.3%	358,000	326,982	91.3%	358,000	358,000
施設維持費	522,953	500,082	95.6%	583,950	515,473	88.3%	594,950	591,950
下水道建設費	2,416,879	1,942,481	80.4%	2,590,000	2,303,975	89.0%	2,520,000	2,650,000
起債償還元金	3,990,583	3,983,144	99.8%	2,055,184	2,074,062	100.9%	2,117,085	2,082,621
起債償還利子	1,033,334	1,007,831	97.5%	999,358	900,288	90.1%	989,749	976,869
一時借入金利子	30,000	10,431	34.8%	20,000	7,773	38.9%	20,000	20,000
計	8,538,749	7,890,572	92.4%	6,793,492	6,283,159	92.5%	6,786,784	6,866,440
歳入歳出差引額(単年)	66,078	336,762	509.6%	168,385	470,301	279.3%	195,858	196,229
翌年度繰越金	0	20,750	-	0	24,640	-	0	0
繰上充用金	1,254,747	1,254,747	100.0%	1,188,669	938,735	79.0%	1,020,284	824,427
歳入歳出差引額	△ 1,188,669	△ 938,735	79.0%	△ 1,020,284	△ 493,074	48.3%	△ 824,427	△ 628,198

米子市農業集落排水事業特別会計 計画と実績との比較

【歳入】

(単位:千円)

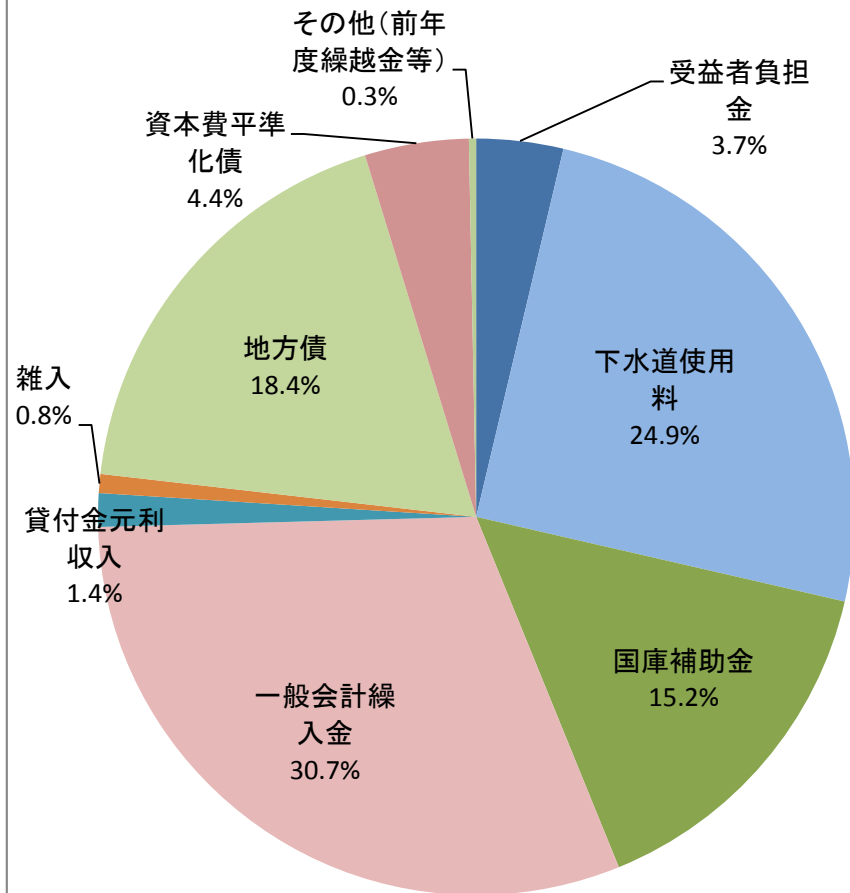
目	H21			H22			H23	H24
	計画 A	実績 B	対計画比 B/A	計画 A	実績 B	対計画比 B/A	計画	計画
受益者負担金	2,315	2,831	122.3%	771	4,726	613.0%	0	0
排水施設使用料	135,608	137,345	101.3%	145,424	143,124	98.4%	151,599	168,094
国庫補助金	0	0	-	0	0	-	0	0
一般会計繰入金	427,981	440,856	103.0%	469,720	345,984	73.7%	470,846	467,812
貸付金元利収入	146,700	146,700	100.0%	126,000	120,800	95.9%	95,000	66,000
雑入	0	91	-	36	138	383.3%	0	0
地方債	43,400	43,400	100.0%	0	105,000	-	0	0
内資本費平準化債	0	0	-	0	105,000	-	0	0
その他(前年度繰越金等)	0	0	-	0	0	-	0	0
計	756,004	771,223	102.0%	741,951	719,772	97.0%	717,445	701,906

【歳出】

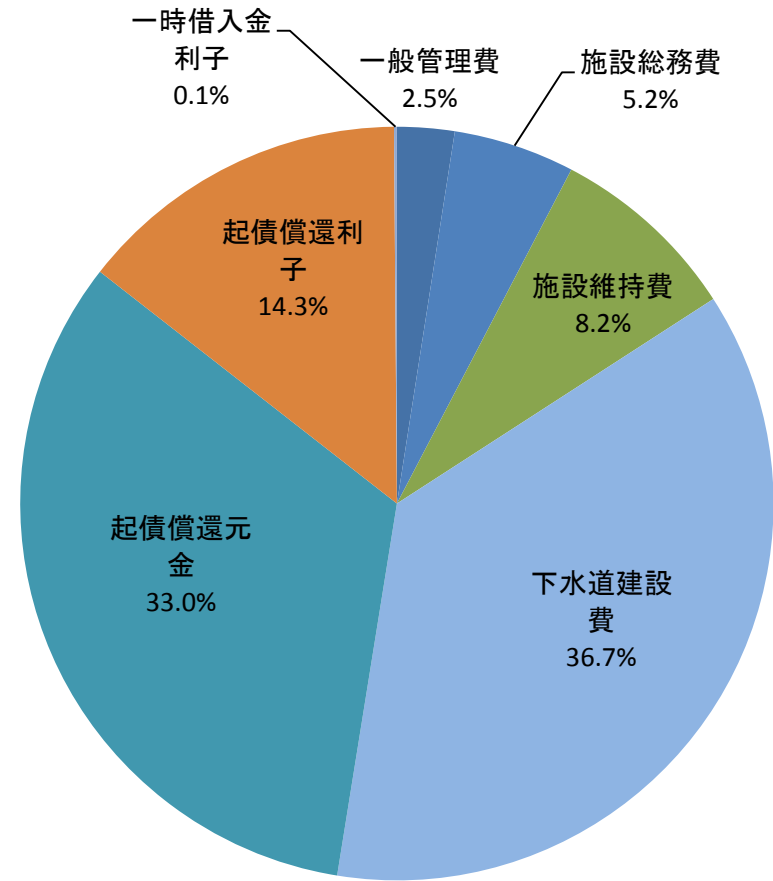
目	H21			H22			H23	H24
	計画 A	実績 B	対計画比 B/A	計画 A	実績 B	対計画比 B/A	計画	計画
一般管理費	43,688	43,542	99.7%	49,540	44,325	89.5%	50,492	50,492
施設総務費	148,798	147,938	99.4%	126,200	121,791	96.5%	95,200	66,200
施設維持費	133,359	128,999	96.7%	143,239	135,684	94.7%	150,300	158,000
農集排水施設建設費	0	0	-	0	0	-	0	0
起債償還元金	300,176	300,175	100.0%	275,190	275,190	100.0%	281,718	294,774
起債償還利子	155,233	150,207	96.8%	142,782	142,782	100.0%	136,735	130,440
一時借入金利子	0	362	-	5,000	0	0.0%	3,000	2,000
計	781,254	771,223	98.7%	741,951	719,772	97.0%	717,445	701,906
歳入歳出差引額(単年)	△ 25,250	0	-	0	0	-	0	0
翌年度繰越金	0	0	-	0	0	-	0	0
繰上充用金	0	0	-	0	0	-	0	0
歳入歳出差引額	△ 25,250	0	-	0	0	-	0	0

米子市下水道事業特別会計 平成22年度実績

歳入

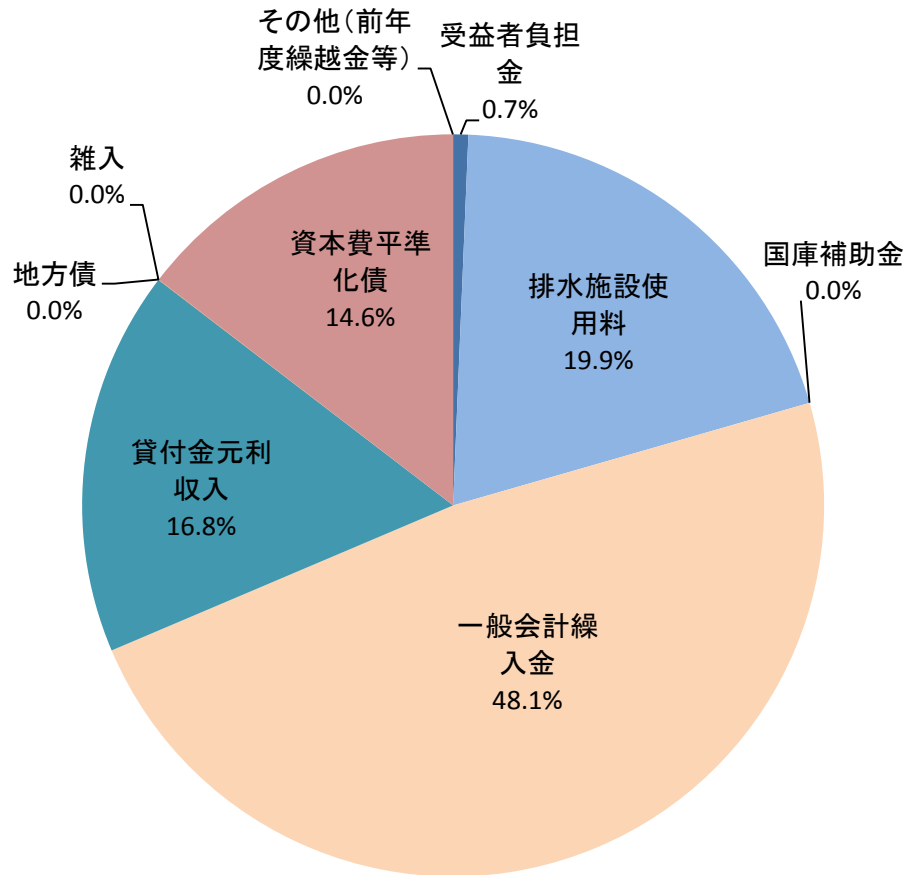


歳出

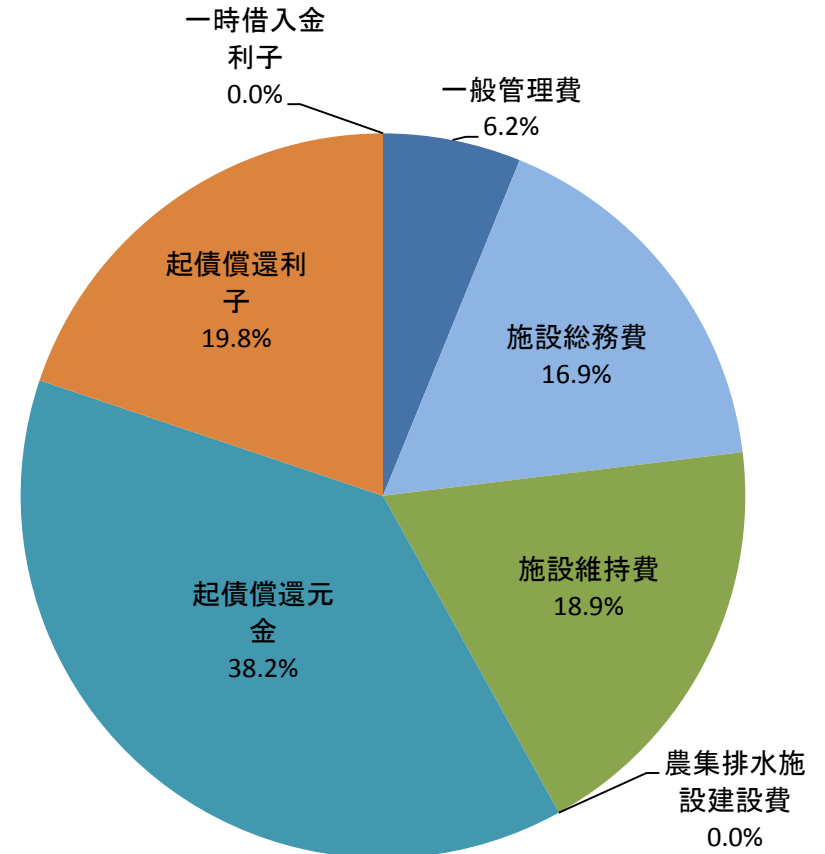


米子市農業集落排水事業特別会計 平成22年度実績

歳入



歳出



1 増収対策

(1) 料金に関する事項

ア 徴収率向上対策

年次的に徴収率の向上を図るものとする。

現年分の徴収率を平成26年度までに98.6%以上に向上

(平成23年度末実績見込み 98.0%)

滞納繰越分の徴収率を平成26年度までに25.0%以上に向上

(平成23年度末実績見込み 28.86%)

イ 水洗化率向上対策

年次的に水洗化率の向上を図るものとする。

(平成23年度末実績 84.5%)

2 経費削減

(1) 人件費に関する事項

・特殊勤務手当の廃止(平成18年度～)

効果額 年間1,383千円

・定員適正化による人員減(平成18年度 58人 → 平成24年度 55人)

・人件費の水準及び定員適正化に関しては、米子市行財政改革大綱実施計画及び米子市定員適正化計画に従って、今後も適正化を推進する。

(2) 維持管理費の適正化

ア 維持管理費の抑制

・青木処理場のポンプ場化(平成16年度～)

効果額 年間20,000千円

・汚泥のコンポスト化・セメント業者への引渡し(平成19年度～)

効果額 年間37,000千円

イ 委託費の削減

・委託先(財)米子市生活環境公社の人員体制を45人から38人に削減(平成19年度～)

効果額 年間17,000千円

ウ その他

・不明水調査の実施

・包括民間委託の検討

(3) 支払利息の削減

公的資金補償金免除繰上償還制度を利用した高利率地方債から低利率地方債への借換えを実施し、利子負担の軽減を図った。(実施年度 平成19～21年度)

効果額(平成20～33年度)

下水道事業 1,320,296千円

農業集落排水事業 18,496千円

(4) その他(施設の省力化、資本投下の抑制等)

老朽化した旭が丘污水处理場(大篠津町)について、施設の更新を行わず境港市の公共下水道施設に接続工事して污水处理を行っている。污水处理場は解体しマンホールポンプ場として稼働中。

平成22年度 接続工事 平成23年度 境港市へ污水处理委託開始

3 その他

(1) 資産の有効活用等

平成21年度に、米子港中継ポンプ場施設のマンホールポンプ化に伴い不用となった土地を売却した。また、日原ポンプ場用地も同様の理由により不用となるため平成24年度以降に土地の売却を予定している。

(2) 民間的経営手法等の導入に関する事項(アウトソーシング、業務の見直し(民間譲渡等))

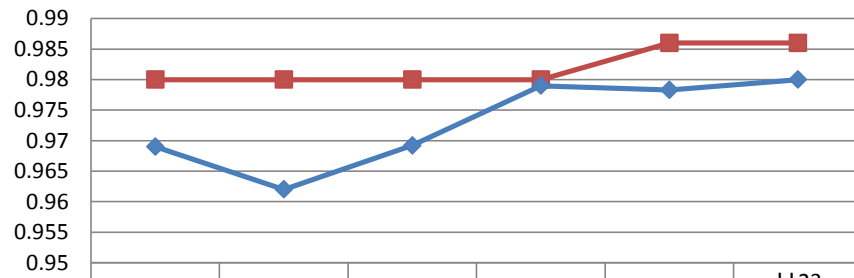
処理場・ポンプ場の運転業務について包括民間委託を検討してきたが、必ずしも現行の(財)生活環境公社のサービスを超える体制が確保できる見通しが無い。このため、(財)生活環境公社の対応能力の強化の方向で取り組むこととしている。

(3) 企業債残高の削減

公共下水道事業、農業集落排水事業ともに企業債残高は年々減少している。

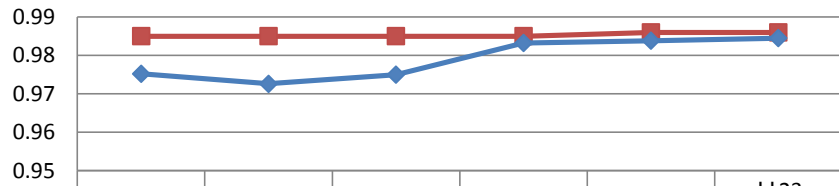
	平成18年度末残高		平成23年度末残高(見込)
公共下水道事業	439億8400万円	→	415億6700万円
農業集落排水事業	72億8900万円	→	64億4800万円

公共下水道使用料(現年分)徴収率の推移



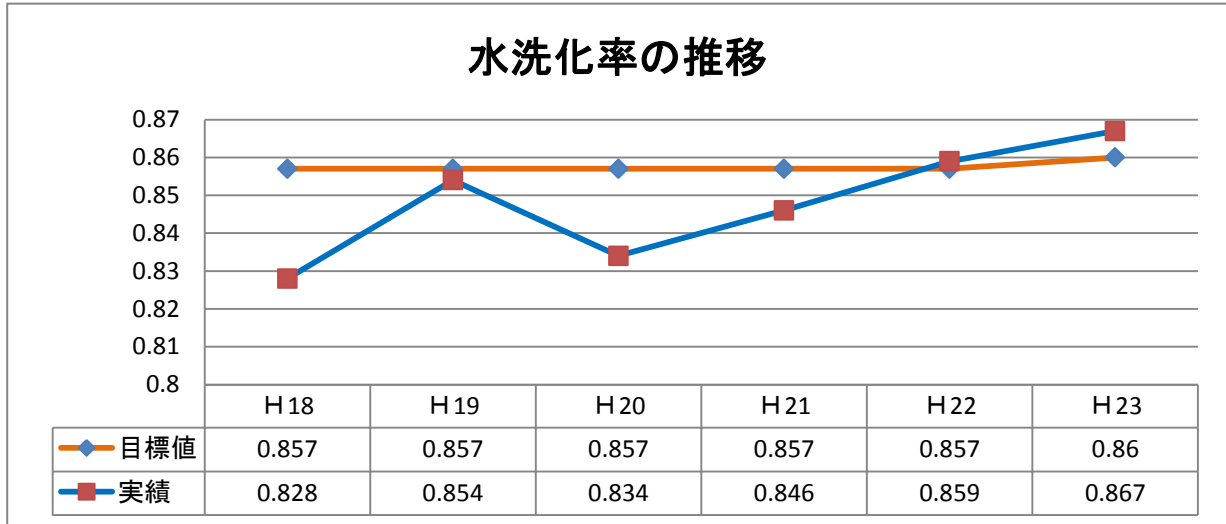
	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23 (見込)
行財政改革大綱	0.98	0.98	0.98	0.98	0.986	0.986
徴収実績	0.969	0.962	0.9692	0.979	0.9783	0.98

農業集落排水事業使用料(現年分)徴収率の推移

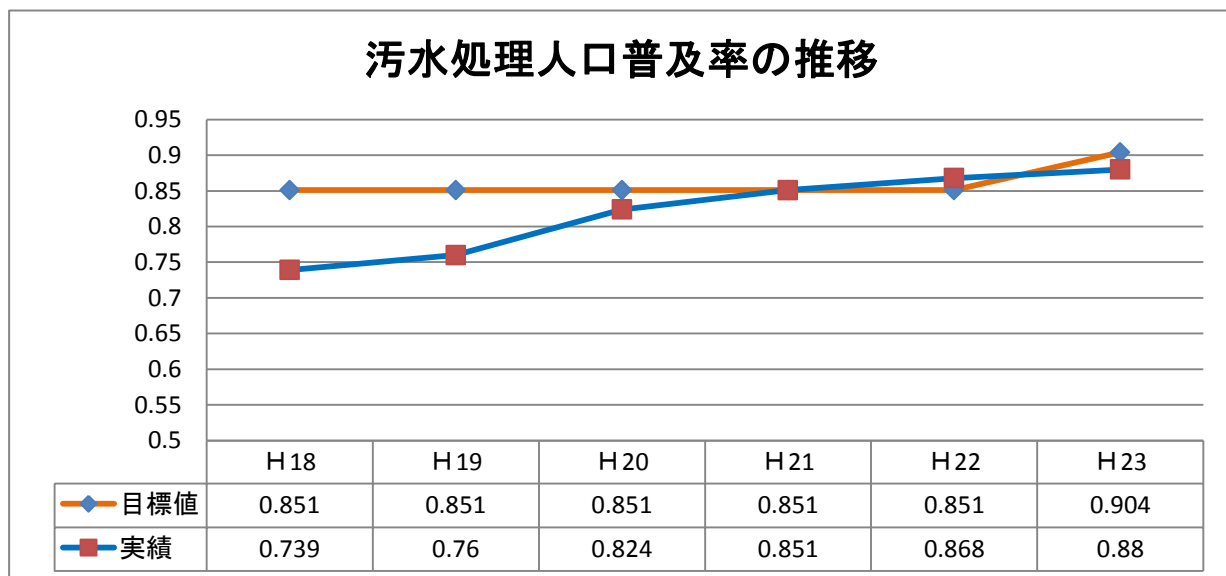
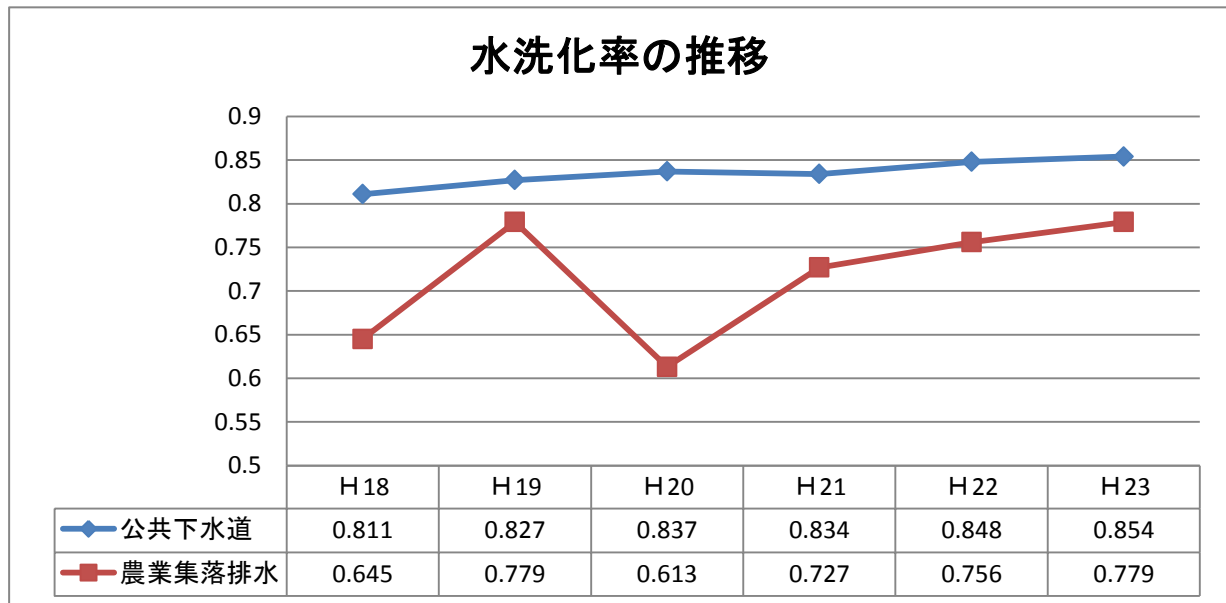


	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23 (見込)
行財政改革大綱	0.985	0.985	0.985	0.985	0.986	0.986
徴収実績	0.9752	0.9726	0.975	0.9832	0.9838	0.9845

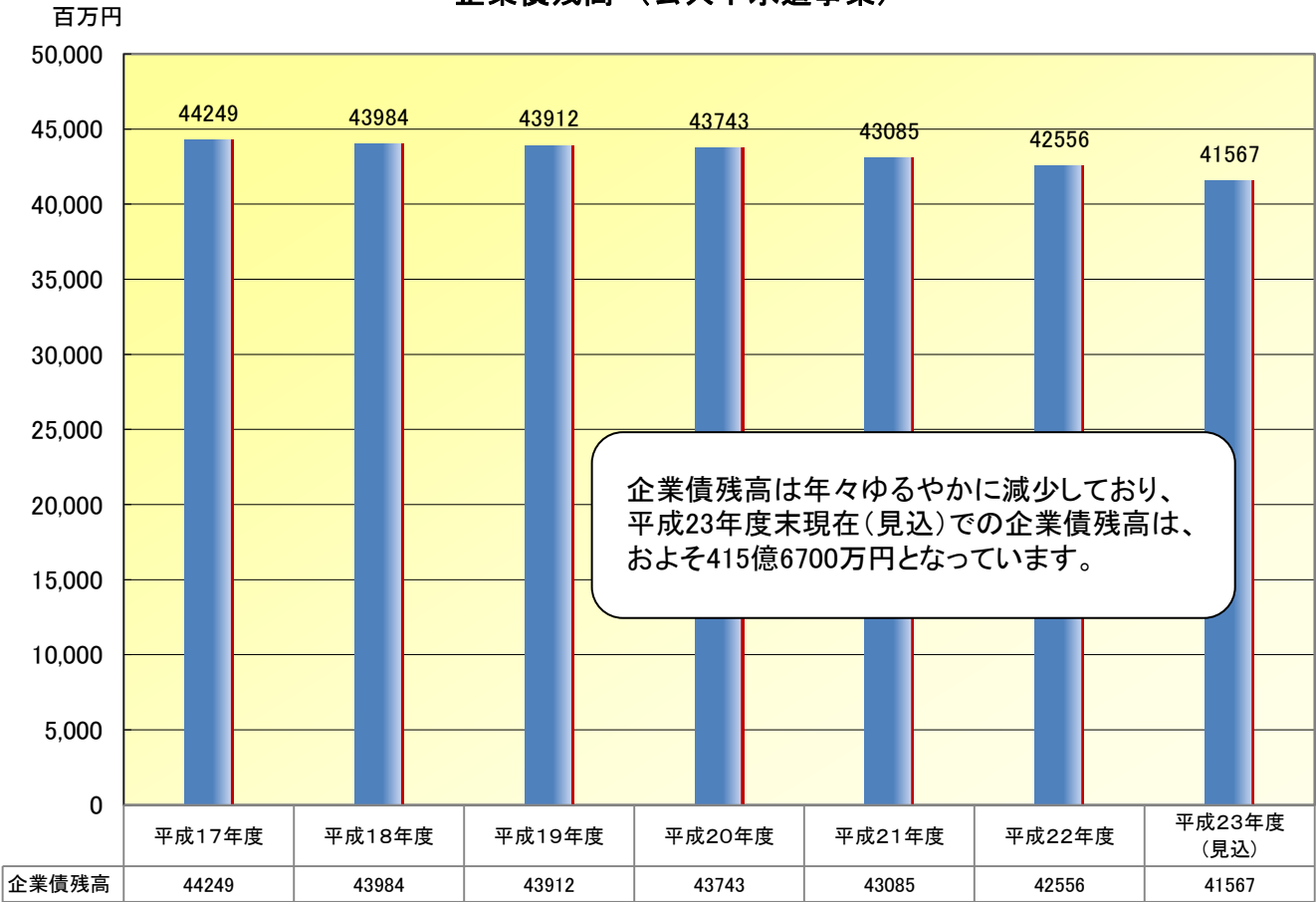
*水洗化率=水洗化人口/整備人口



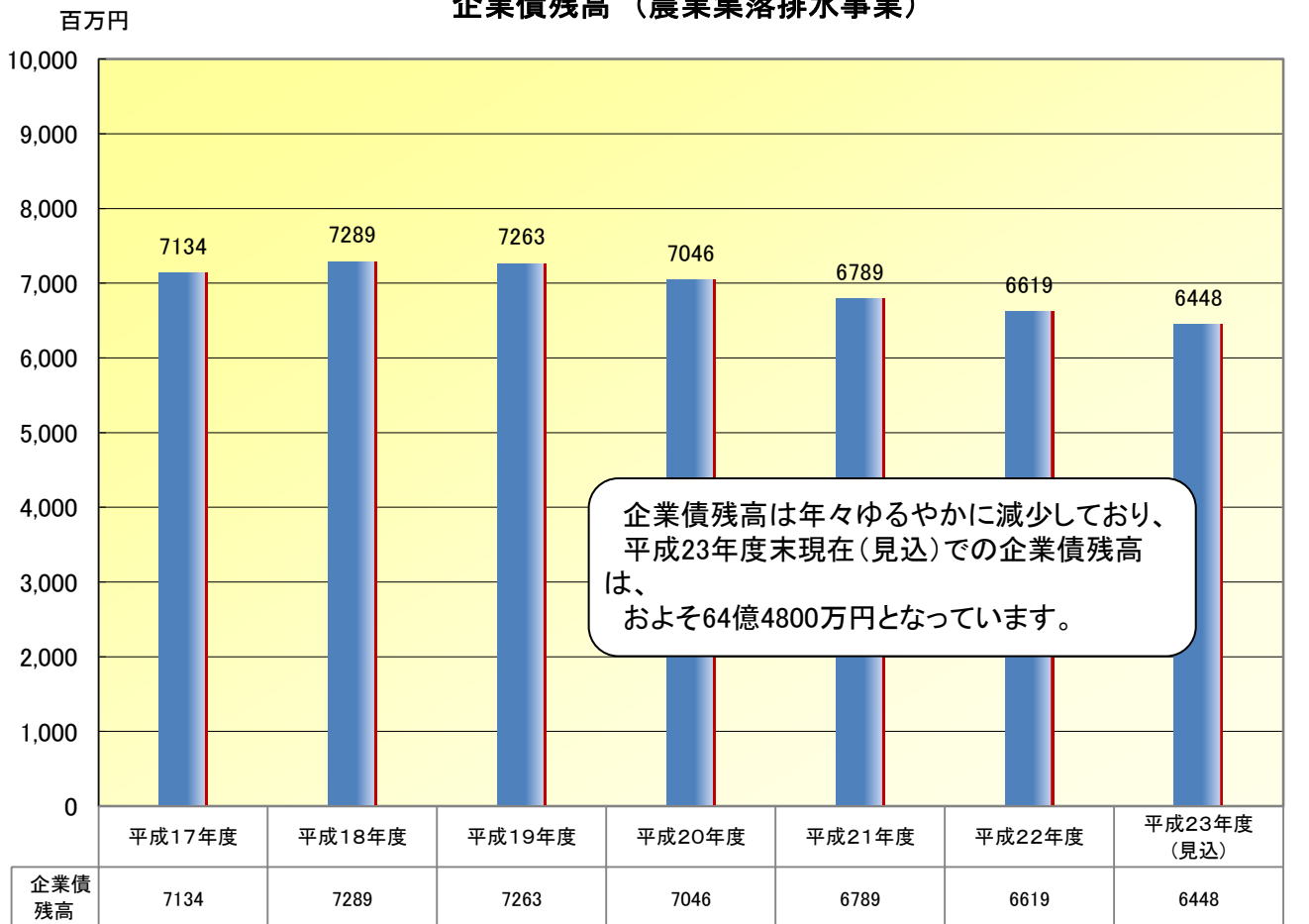
*公共・農集・合併浄化槽合計



企業債残高（公共下水道事業）



企業債残高（農業集落排水事業）



補償金免除繰上償還による効果額（公共下水道事業）

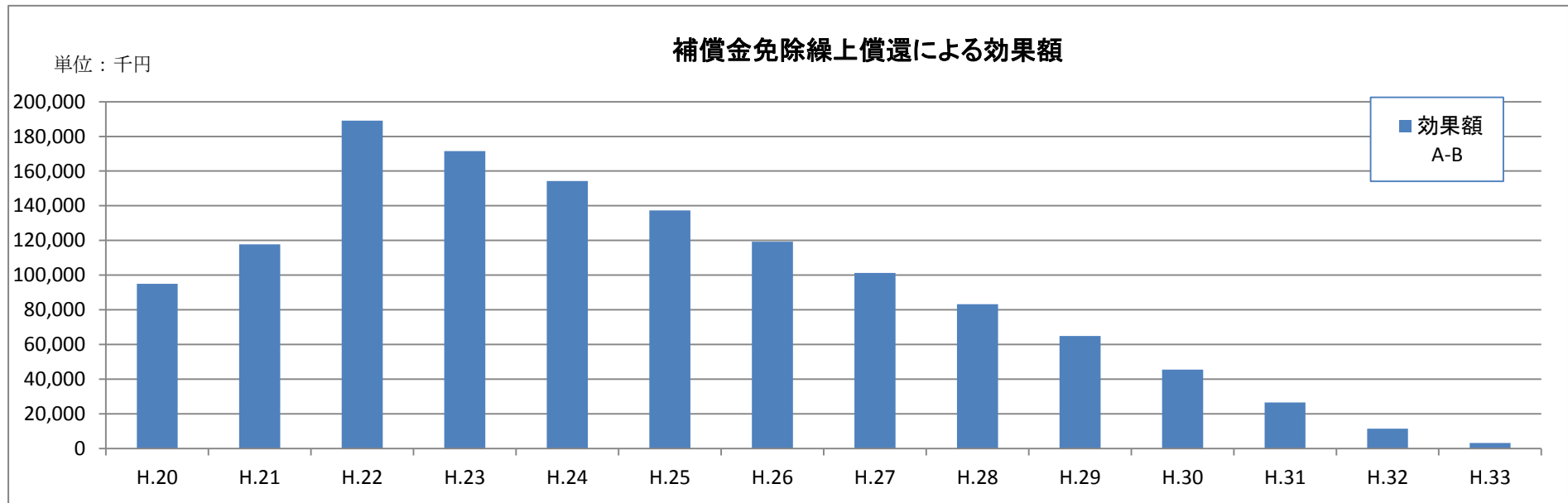
補償金免除繰上償還とは・・・

地方公共団体が以前借り入れた5%以上の高金利の公的資金による地方債について、通常繰上償還を行う場合に支払わなければならない補償金を免除した上での繰上償還を認める臨時特例措置です。期間は平成19年度から平成21年度までです。この措置を利用した上で現在の低金利の地方債に借り替えることによって、今後支払うべき公債費利子分を節減することができます。

各年度における借換前後の償還金利子計の比較

（単位：千円）

	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30	H.31	H.32	H.33	合計
借換前の償還金利子計 A	134,264	162,608	254,643	229,295	204,590	180,398	155,495	130,853	106,644	82,102	56,700	32,688	14,052	3,992	1,748,324
借換後の償還金利子計 B	39,351	44,834	65,503	57,706	50,265	43,144	36,192	29,632	23,383	17,285	11,193	6,098	2,640	802	428,028
効果額 A-B	94,913	117,774	189,140	171,589	154,325	137,254	119,303	101,221	83,261	64,817	45,507	26,590	11,412	3,190	1,320,296



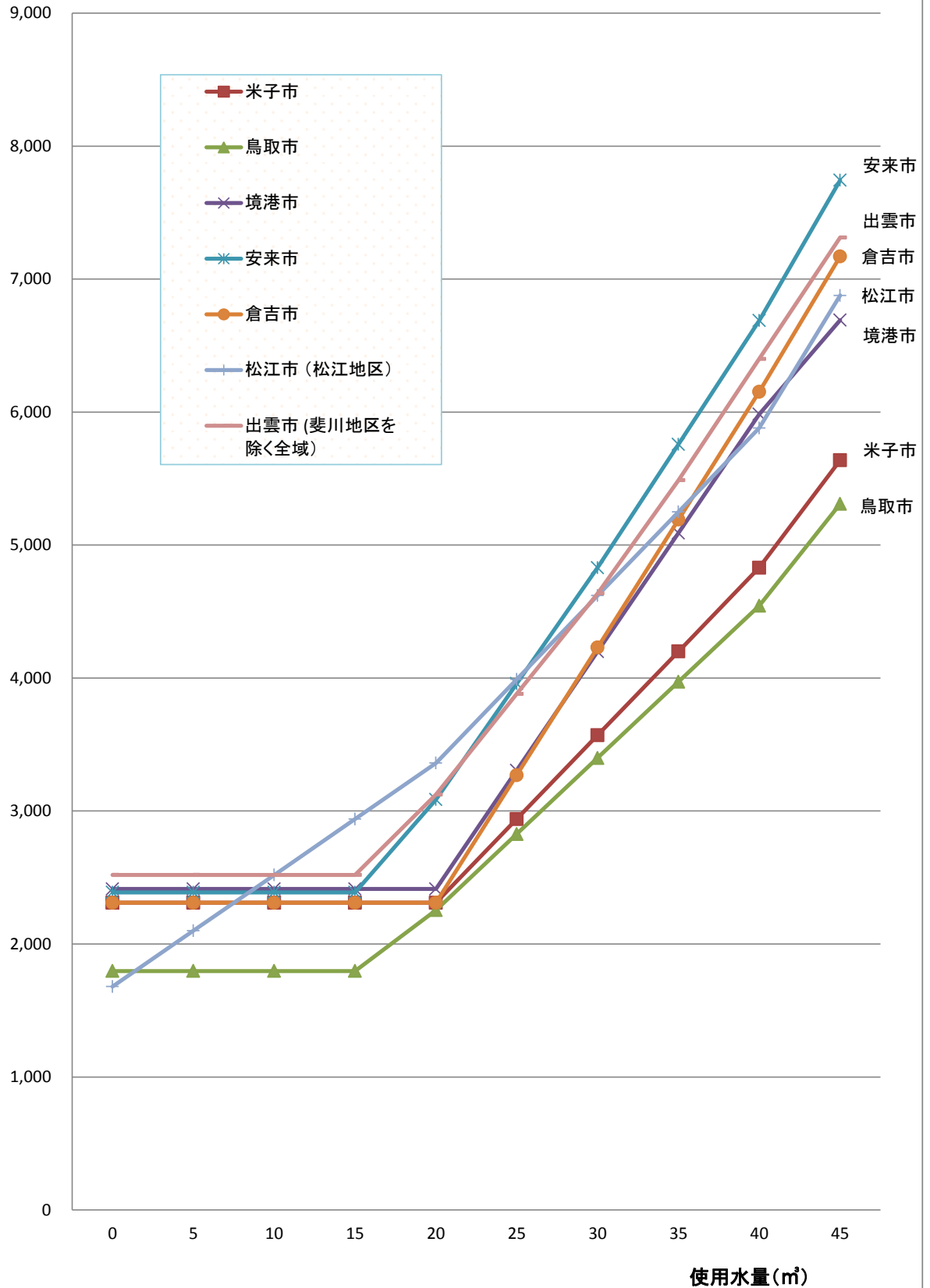
平成24年度 下水道使用料比較表 (2か月分 消費税込)

(単位 : 円)

水量 (m ³)	米子市	鳥取市	境港市	安来市	倉吉市	松江市 (松江地区)	出雲市 (斐川地区を 除く全域)
0	2,310	1,797	2,414	2,388	2,310	1,680	2,520
5	2,310	1,797	2,414	2,388	2,310	2,100	2,520
10	2,310	1,797	2,414	2,388	2,310	2,520	2,520
15	2,310	1,797	2,414	2,388	2,310	2,940	2,520
20	2,310	2,255	2,414	3,086	2,310	3,360	3,124
25	2,940	2,827	3,306	3,958	3,270	3,990	3,880
30	3,570	3,399	4,199	4,830	4,230	4,620	4,636
35	4,200	3,972	5,091	5,758	5,192	5,250	5,487
40	4,830	4,544	5,984	6,688	6,152	5,880	6,400
45	5,638	5,310	6,692	7,743	7,170	6,877	7,313
50	6,447	6,077	8,000	8,798	8,190	7,875	8,226
55	7,255	6,843	9,008	9,853	9,208	8,872	9,224
60	8,064	7,610	10,016	10,908	10,226	9,870	10,222
65	8,872	8,455	11,024	11,963	11,244	10,867	11,219
70	9,681	9,300	12,032	13,020	12,264	11,865	12,216
75	10,489	10,146	13,040	14,075	13,282	12,862	13,214
80	11,298	10,991	14,048	15,130	14,300	13,860	14,212
85	12,106	11,836	15,056	16,437	15,318	14,857	15,209
90	12,915	12,681	16,064	17,744	16,338	15,855	16,206
95	13,723	13,527	17,072	19,051	17,356	16,852	17,204
100	14,532	14,372	18,080	20,358	18,374	17,850	18,202
105	15,582	15,333	19,376	21,666	19,461	18,952	19,304
110	16,632	16,293	20,673	22,974	20,548	20,055	20,406
115	17,682	17,254	21,970	24,280	21,634	21,157	21,509
120	18,732	18,215	23,267	25,588	22,722	22,260	22,612
125	19,782	19,176	24,563	26,895	23,808	23,362	23,714
130	20,832	20,136	25,860	28,202	24,894	24,465	24,816
135	21,882	21,097	27,157	29,509	25,981	25,567	25,919
140	22,932	22,058	28,454	30,816	27,068	26,670	27,022
145	23,982	23,019	29,750	32,124	28,155	27,772	28,124
150	25,032	23,979	31,047	33,432	29,242	28,875	29,226
1,000	233,772	199,907	287,615	315,304	238,244	257,250	247,732
3,000	762,972	703,907	933,365	1,060,804	753,794	845,250	827,332
5,000	1,308,972	1,241,507	1,590,665	1,806,304	1,280,894	1,454,250	1,406,932

平成24年度 下水道使用料比較表 (2か月分 消費税込)

単位:円



平成24年度 料金体系比較

H24. 4. 1 現在

・下水道使用料 1か月税抜き (単位 : 円)

※ 赤字は基本使用料、青字は単価

米子市		鳥取市		境港市		安来市		倉吉市		松江市(旧松江地区)		出雲市(斐川地域を除く全域)	
使用水量 (m³)		使用水量 (m³)		使用水量 (m³)		使用水量 (m³)		使用水量 (m³)		使用水量 (m³)		使用水量 (m³)	
0 ~ 10	1,100	0 ~ 8	856	0 ~ 10	1,150	0 ~ 8	1,138	0 ~ 10	1,100	基本使用料※	840	0 ~ 8	1,200
11 ~ 20	120	9 ~ 20	109	11 ~ 20	170	9 ~ 15	166	11 ~ 20	183	0 ~ 10	80	9 ~ 16	144
21 ~ 50	154	21 ~ 30	146	21 ~ 50	192	16 ~ 20	177	21 ~ 50	194	11 ~ 20	120	17 ~ 25	174
51 ~ 100	200	31 ~ 50	161	51 ~ 100	247	21 ~ 40	201	51 ~ 100	207	21 ~ 50	190	26 ~ 50	190
101 ~ 500	236	51 ~ 200	183	101 ~ 500	290	41 ~ 100	249	101 ~ 250	229	51 ~ 100	210	51 ~ 100	210
501 ~ 1,000	244	201 ~ 500	203	501 ~ 1,000	302	101 ~ 500	320	251 ~ 1,000	240	101 ~ 250	240	101 ~ 200	232
1,001 ~	260	501 ~ 1,000	224	1,001 ~	313	501 ~	355	1,001 ~	251	251 ~ 1,000	270	201 ~	500
		1,001 ~	256							1,001 ~	290	501 ~	276
累進度	2.4	累進度	2.4	累進度	2.7	累進度	2.5	累進度	2.3	累進度	3.6	累進度	1.8
公衆浴場	70	公衆浴場	107			公衆浴場	42	公衆浴場	55	公衆浴場	40		
温泉排水	70	プール(学校等)	107							温泉排水	160		

※使用水量に関係ない基本使用料

・集落排水施設使用料 1か月税抜き (単位 : 円)

※ 赤字は基本使用料、青字は単価

米子市		鳥取市		境港市		安来市		倉吉市		松江市(旧松江地区)		出雲市(斐川地域を除く全域)	
使用水量 (m³)		使用水量 (m³)		事業なし		使用水量 (m³)		使用水量 (m³)		使用水量 (m³)		使用水量 (m³)	
0 ~ 10	1,100	0 ~ 8	856			0 ~ 8	1,138	0 ~ 10	1,100	基本使用料	840	0 ~ 8	1,200
11 ~ 20	120	9 ~ 20	109			9 ~ 15	166	11 ~ 20	183	0 ~ 10	80	9 ~ 16	144
21 ~ 50	154	21 ~ 30	146			16 ~ 20	177	21 ~ 50	194	11 ~ 20	120	17 ~ 25	174
51 ~ 100	200	31 ~ 50	161			21 ~ 40	201	51 ~ 100	207	21 ~ 50	190	26 ~ 50	190
101 ~ 500	236	51 ~ 200	183			41 ~ 100	249	101 ~ 250	229	51 ~ 100	210	51 ~ 100	210
501 ~ 1,000	244	201 ~ 500	203			101 ~ 500	320	251 ~ 1,000	240	101 ~ 250	240	101 ~ 200	232
1,001 ~	260	501 ~ 1,000	224			501 ~	355	1,001 ~	251	251 ~ 1,000	270	201 ~	500
(下水道使用料と料金同一)		1,001 ~	256			(下水道使用料と料金同一)		(下水道使用料と料金同一)		1,001 ~	290	501 ~	276
		(下水道使用料と料金同一)								(下水道使用料と料金同一)		(下水道使用料と料金同一)	
累進度	2.4	累進度	2.4			累進度	2.5	累進度	2.3	累進度	3.6	累進度	1.8
		公衆浴場	107			公衆浴場	42	公衆浴場	55	公衆浴場	40		
		プール(学校等)	107							温泉排水	160		

○累進度…使用料体系中の最大従量単価を基本使用料単価で割ったもの。
 松江市の基本使用料は基本使用料に関係なく賦課されるため、最大従量単価を最小使用者群単価で割ったものとしている。
 (例)米子市の累進度
 1,000立方メートル超の単価⇒260円
 10m³以下の単価⇒1,100円÷10m³=110円
 260円÷110円=2.4

米子市の下水道使用料改定 Q&A

Q1 下水道使用料は、何をもとに決められているのですか？

A1 家庭や工場などから排出される汚水は、下水道管を通りポンプ場を経由した後、終末処理場に集められ、きれいな水に処理されて、河川等の公共用水域に放流されます。

排出された汚水を公共用水域に放流するまでには、下水道管、ポンプ場、処理場等の下水道施設が必要となります。汚水の処理には、これら下水道施設が常に正常な働きを保つための維持管理費や公債費のほか、汚泥処理費など、多額の経費が必要となります。これらの経費は、下水道を利用している皆さんにお支払いいただいている下水道使用料でまかなわれることが原則となっています。

Q2 「雨水公費・汚水私費」のルールとは何ですか？全国一律のルールですか？

A2 自然現象である雨水は原因者(負担者)を特定することが困難なこと、雨水を排除することは浸水防止による都市機能の保全に効果を発揮し、受益が市民全般に及ぶため、雨水の処理に要する経費は公費(税金)でまかなうこととしています。

一方、排出者が明らかである汚水の処理は、私費(個人や企業等が支払う使用料)でまかなうことを原則としています。

「雨水公費・汚水私費」が国の基準ですが、多くの自治体にあっては、自治体の財政状況等によりなかなか国の基準どおりになっていないのが現実です。

Q3 なぜ水道水の使用水量で下水道使用料を計算するのですか？

A3 下水道に流されるものには固形物が含まれていたり、水道のように管が満水状態ではないことなどから水量を正確に計ることが困難です。このため、下水道に流される水量は、ある程度の誤差を前提として「水道の使用水量＝下水道への排除汚水量」として計算しています。

Q4 なぜ下水道使用料には基本料金があるのですか？

A4 基本料金は、使用した水量の多い少ないにかかわらずお支払いいただくものです。

下水道は、使用料対象経費に占める固定的な経費の割合が極めて大きいことから、固定的な経費の一部を基本料金としています。

Q5 なぜ下水道使用料は、たくさん使うほど単価が高くなるのですか？

A5 下水道の処理水量が増加して施設の処理能力が不足すると、下水道施設を増設したり、改良したりする必要が生じ、その経費の一部をまかなうための補助金や税金などの多くの公費が投入されます。また、処理水量の増加に伴い、処理場やマンホールポンプ場の電気代など維持管理費も増加していきます。

汚水処理の経費は、使用料収入でまかなうのが原則であるため、原因者負担を徹底すると同時に、できるだけ処理水量の増加を抑えるために、水道使用水量が多くなるほど使用料を高くしてあるのです。

Q6 なぜ公衆浴場の排水や温泉排水の下水道使用料は、特別料金となっているのですか？

A6 一般の下水道使用料は、水量が多くなると料金単価が上昇する累進従量制としていますが、公衆浴場(銭湯)の汚水や温泉汚水については、水量の多少にかかわらず、一定の単価とする単純従量制としています。

公衆浴場(銭湯)は、お風呂のない借家住まいの方等が多く利用されており、水量が多いからといって高額な下水道使用料を賦課することとなると、入浴料金の上昇を招き、公衆衛生上の問題が生じます。現実には、公衆浴場(銭湯)は物価統制令により入浴料金が抑制されていますが、下水道事業も、衛生に配慮する事業として、料金体系を単純従量制にして、料金の抑制を図っています。

また、温泉排水についても、固形物・浮遊物がほとんどなく、排水量に対して処理経費が低いことから、一般の下水道使用料と同一の累進料金とすることは適当でないことから、公衆浴場(銭湯)と同様の単純従量制の料金としています。

Q7 一般家庭の使用料は、大幅な値上げにならないよう配慮するべきではないですか？

A7 近年、景気の低迷により、大口使用者の使用水量が少なくなっています。また、単身や2人の世帯が増加し、世帯当たりの平均使用水量も年々少なくなっています。

このため、収入を確保するためには、小口の単価を引き上げて、広く浅く負担していただく必要があります。

Q8 今後も使用料を引上げなければ事業の運営はできませんか？

A8 下水道事業の建設費用は、補助金と借金(地方債)でまかっています。約30年間で借金

を返済しており、元金と利子を含めて年間で約30億円を支払っています。(H22年度決算額)
米子市の下水道整備率は、人口に対して7割程度であり、今後も整備を続けるため、当面の返済額は大きく減少しません。一方、人口減少や経済状況の影響で、整備区域の拡大にもかかわらず使用料の伸びは鈍っています。使用料は、経営状況を踏まえて継続的に見直していく必要があります。

Q9 下水道事業にもっと税金などをつぎ込むことで、使用料を安くすることができるのではないですか？

A9 下水道事業の経営には、一般会計繰入金として税金が一部使われています。しかし、税金を納めているのは下水道が使える地域の市民だけではありません。下水道を利用できる市民のためだけに税金を使うことは、下水道を利用できない市民にとって不公平となります。

現在の公費負担ルールでも、毎年度約20億円程度を一般会計から繰り入れています。これは下水道に対して国から交付される普通交付税の額を上回っています。これ以上の公費をつぎ込むと、市が実施する福祉や教育など本来税金をもって実施する仕事に使う金額を減らさなくてはならなくなります。

Q10 経費の節約で値上げ幅を抑えることができるのではないですか？

A10 財政面で安定的な事業運営を行う上で、経費の節約は大切なことです。安定的な事業運営は、使用料の値上げ幅を抑えることにつながります。

これまでに本市では、汚泥のコンポスト化(=汚泥を肥料にすること)・セメント業者への引渡しにより汚泥処理費の節減を図ったり、安全性が確保される範囲内で委託先の人員を削減することで委託費の削減を図ったり、また、過去に高い利息で借りた借金を安い利息のものに借換えて支払利息の節減を図ったりしています。

また、長期的な観点から経費を抑制するために、施設のライフサイクルコストを考慮した維持・更新の計画(「長寿命化計画」といいます。)を作成するなど、色々な工夫をしています。

Q11 他の市町村と比べて下水道使用料が高すぎるのではないですか？

A11 公共下水道の家庭用使用料(1か月20㎡使用時)を比較してみると、米子市の下水道使用料は山陰地方11市の中では2番目に安く、中国地方52市の中では、6番目に安い使用料となっています。(米子市2,415円に対し、山陰地方11市平均2,977円、中国地方52市平均2,852円)

また、類型団体(※)37市の中では高いほうから28番目となっています。
(類型団体平均2,205円)

(※)類型団体とは、処理対象人口、有収水量密度と供用開始後の年数が、米子市と似かよっている自治体のことです。

Q12 農業用集落排水事業は赤字がないので、使用料の値上げは不要なのではないですか？

A12 農業集落排水事業の会計は、一般会計から国の基準で定められた金額(基準内繰入金)以外に、毎年度、歳入不足分(=赤字額)を補填するための金額(基準外繰入金)を受けているため、形式上の赤字はありませんが、国の基準から考えると実質的には赤字状態となっています。よって、値上げが不要というわけではありません。(平成22年度においては、使用料収入1億4千万円に対し、歳入不足額は1億3千万円です。)

一方、公共下水道事業の会計は、一般会計から、歳入不足分(=赤字額)を補填するための金額(基準外繰入金)を受けていません。

農業集落排水事業の整備は既に完了していますが、過去に建設費の財源として借りた借金の返済が今後も続くため、実質的な歳入不足が今後も続くものと見込まれます。

Q13 公共下水道と農業集落排水施設で、下水道の種類が違っていても使用料は同じ金額にするのが普通ですか？

A13 全国で複数の下水道を実施している市町村でも、過半数以上の市町村が使用料を統一しています。公共下水道事業、農業集落排水事業で使用料を統一するのは、同じ市民で同種の行政サービスを受けられるなら、お支払いいただく使用料は同じであるべきとの考え方によるものです。

Q14 水道料金よりも下水道料金が高いのはなぜですか？

A14 下水道は廃棄物処理という性格を持っており、環境対策としての公益性が高いため、補助金や税金などで補って、政策的に使用料の水準を抑えています。

しかし、下水道管は、水道管よりも深いところに埋めなければならないため、建設コストが割高となる上、処理コストも水道の浄水コストを上回っており、水1m³当たりの原価を単純比較すると、下水道のコストは水道の何倍にもなります。

このため、米子市の下水道使用料は、水道料金を上回っています。

Q15 水道水の他に井戸水を使用する場合、下水道使用料を支払わなければならないのでしょうか？

A15 井戸水などの水道水以外の水を公共下水道又は農業集落排水施設に流される場合は、市役所に届出をしていただき、排水量の認定を行います。
その上で、認定された排水量に応じた下水道使用料をお支払いいただく必要があります。

Q16 宅地内の家庭菜園、植木の水撒きや農地に散水していて、下水道には排水していない場合でも、水道水の使用水量で下水道使用料を計算するのですか。

A16 水道水の使用水量の一部が明らかに公共下水道又は農業集落排水施設に排水されておらず、水道水等の使用水量と排出される汚水量が著しく違う場合は、水道栓の新設(分栓)などをしていただくことで、下水道使用料の計算をすることができます。

※平成24年4月から、公共下水道及び農業集落排水施設の使用料を算定する水量認定の方法を一部見直し、事業により使用する水道水が下水道等に排水されていない場合(水道水を農地に散水する場合など)に限り、私有メーターの設置を米子市が認定し、利用者からの水量の申告により全体の水量を減量し、使用料を算定することとしています。

主な下水道用語の解説

資料13

用語	読み方	解説
維持管理費	イジカンリヒ	事業の管理運営に要する経費で資本費に対する用語。「人件費」(職員の給与費等)及び「物件費」(管渠の清掃費、電気代等の動力費、薬品費、施設の補修費、委託費等)の合計額をいう。
汚水	オスイ	それぞれの家庭で使った後の汚れた水。水洗トイレからのし尿、工場や事業所から出される排水。
汚水処理原価	オスイショリゲンカ	有収水量1m ³ 当たりの汚水処理費。 低いほど1m ³ 当たりの処理費が安いいため効率的といえる。 $\text{汚水処理原価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$
汚水処理施設	オスイショリシセツ	下水道施設や農業集落排水施設、浄化槽などの家庭や事業所などから出る汚水を処理する施設の総称。
汚水処理人口	オスイショリジンコウ	まちに住んでいる人のうち、下水道、浄化槽などの汚水処理施設が整備された区域に住んでいる人口。
合併処理浄化槽	ガツペイショリジョウカソウ	し尿と台所、風呂、洗濯、洗面所などの生活雑排水を合わせた生活排水を処理する浄化槽。
基本水量	キホンスイリョウ	日常生活の上で想定される公衆衛生向上の観点から必要な汚水排出量。米子市の場合は1か月あたり10m ³ である。
基本料金	キホンリョウキン	汚水排出量に関係なく必要となる経費に対するもので、米子市の場合、基本水量0～10m ³ に対して1,100円としている。
供用開始	キョウヨウカイシ	下水道管が布設され、公共ますへ排水設備を接続することにより下水道が利用可能となること。
下水	ゲスイ	生活若しくは事業に起因し又は付随する排水(汚水)及び雨水。
下水道	ゲスイドウ	下水を排除するために設置された管渠、その他処理施設やポンプ施設の総称。(広義の下水道)
公共下水道	コウキョウゲスイドウ	市街地の雨水を速やかに排除し、また汚水を終末処理場で処理して河川に放流するもので、市町村が事業主体となって行う最も一般的な下水道。
公共ます	コウキョウマス	各宅地内から出た汚水を受け、公共下水道に流すための設備。
合流式下水道	ゴウリョウシキゲスイドウ	汚水、雨水を分離することなく同一の管渠で排除する方式で、古くから下水道事業を行っている地域で採用されている。(米子市では内浜処理区の一部)
資本費	シホンヒ	下水道を建設する際に借り入れた、地方債元利償還金及び地方債取扱諸費の合計額のこと。
資本費算入率	シホンヒサンニュウリツ	汚水処理のうち資本費に要した費用が使用料によって回収される割合のこと。
資本費平準化債	シホンヒヘイジュンカサイ	下水道整備は先行投資が多額にも関わらず、供用開始当初は利用者も少なく過大な使用料負担を求めることになり世代間の公平に反することから、下水道事業債の償還財源として資本費平準化債を活用することにより後年度に負担を繰延べすることができるもの。
従量料金	ジュウリョウリョウキン	汚水排出量に応じて増減する使用料で、汚水排出量に応じて変動する経費などをまかなうもの。米子市は、排出量が増えるほど単価が高くなる逓増方式(ていぞうほうしき)である。

用語	読み方	解説
受益者負担金	ジュエキシャフタンキン	下水道が整備されることにより、利益を受ける人が建設費の一部として負担するもの。処理区域内の土地に対して賦課されるもので、一度限りのもの。米子市は、1㎡当たり480円である。
需要家費	ジュヨウカヒ	下水道使用水量の多寡にかかわらず主として下水道使用者数に対応して増減する経費であり、使用料徴収関係経費等のこと。
使用料単価	ショウリョウタンカ	使用料対象水量1㎡当たりの使用料収入額。 高いほど料金水準が高い。 使用料単価(円/㎡) $\frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}}$
使用料回収率 (経費回収率)	ショウリョウカイシュウリツ (ケイヒカイシュウリツ)	使用料で汚水処理費を回収している割合。経費回収率ともいう。 高いほど経営健全である。 使用料回収率(%) $\frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$
処理区域	ショリクイキ	排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、公示された区域のこと。
処理区域内人口	ショリクイキナイジンコウ	供用開始後公示済区域内の人口のこと。
終末処理場	シュウマツショリジョウ	下水を最終的に処理して、河川や公共の水域又は海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設とこれを補完する施設。
水洗化人口	スイセンカジンコウ	処理区域内人口のうち、水洗便所を設置して汚水を処理している(水洗化を完了している)人口。
水洗化率	スイセンカリツ	処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合。 水洗化率(%) $\frac{\text{水洗化人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$
事業計画区域	ジギョウケイカクイキ	下水道を行う場合に、あらかじめ整備する区域を定めて、下水道法第4条に基づき、国土交通大臣又は知事の協議した区域。
農業集落排水施設	ノウギョウシュウラクハイスイシセツ	農業用水の水質保全及び農村生活環境の改善を図るため、汚水を排除し、又は処理するために市が設置し、及び管理する配水管、排水渠、汚水処理施設等のこと。
排除汚水量	ハイジョオスイリョウ	下水道に流した汚水の量のこと。使用料算定の基礎数値となるもの。上水道の使用量を排除汚水量としている。 井戸水などを使用している場合は、計量装置の数値か、揚水機の規模や世帯人員などにより、水量を認定している。
排水設備	ハイスイセツビ	一般家庭や工場から下水を下水道に流入させるために必要な排水管等の施設。
普及率	フキュウリツ	下水道を利用できる人口の割合。 下水道普及率(%) $\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$
不明水	フメイスイ	汚水管に何らかの理由で、流れ込んできた雨水や地下水等で、処理水量から有収水量を除いた水量のこと。
分流式下水道	ブンリウシキゲスイドウ	汚水と雨水を別々の管に集めて排除する方式。汚水だけを処理施設に入れることになり、雨水は側溝等で河川に流すことになる。
有収水量	ユウシュウスイリョウ	下水道使用料によって収益がある汚水量のこと。
有収水量密度	ユウシュウスイリョウミツド	処理区域内面積1ha当たりの有収水量のこと。

用語	読み方	解説
有収率	ユウシュウリツ	<p>汚水のうち、使用料の対象となっている水量の割合。 有収率が高いほど使用料徴収の対象とならない不明水が少なく、施設の利用効率が高い。</p> $\text{有収率(\%)} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水量}} \times 100$
類型団体	ルイケイダントアイ	<p>下水道事業を運営する全国の団体を、規模別、地理的条件別、事業進捗度別に、分類した同じグループの団体のこと。</p> <p>米子市の公共下水道事業は・・・ 処理区域内人口5万人以上10万人未満(規模別) 有収水量密度5.0千m³/ha以上7.5千m³/ha未満(地理的条件別) 供用開始後25年以上(事業進捗度別) の類型団体に分類されている。</p> <p>米子市の農業集落排水事業は・・・ 有収水量密度2.5千m³/ha未満(地理的条件別) 供用開始後15年以上25年未満(事業進捗度別) の類型団体に分類されている。</p>
累進度	ルイシンド	使用料体系中の最大従量単価を基本使用料単価で割ったもの。

○米子市公共下水道等使用料審議会条例
平成17年12月26日条例第242号

米子市公共下水道等使用料審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、米子市公共下水道等使用料審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 各種団体を代表する者

(3) 本市の公共下水道及び農業集落排水施設の利用者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する日までとする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。